

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

インドの人権報告書: 2013 年版

概要

インドは二院制議会を持つ多党制連邦議会制民主主義国家である。選挙人団によって選出される大統領は国家元首であり、首相が政府の長である。憲法に基づき、28 の州と 7 つの連邦直轄領は高度な自治権を有し、法と秩序の問題に主たる責任を負う。プラナブ・ムカルジー (Pranab Mukherjee) 大統領は、2012 年に 5 年の任期で選出され、マンモハン・シン (Manmohan Singh) 首相は、2009 年の総選挙で国民会議派 (Congress Party) が主導する連合の勝利を受けて 2 期目を務めている。この総選挙は、散発的な暴力事件が発生したものの、自由で公正に行われたとみなされている。政府当局は、時折、治安部隊を制御しきれず、治安部隊は、しばしば人権を侵害した。

最も重大な人権問題は、超法規的殺人、拷問、強姦など、警察及び治安部隊による人権侵害である。政府のあらゆるレベルにおける汚職の蔓延は、正義の否定、並びに分離主義者、反乱勢力、及び社会による暴力につながっている。

その他の人権問題には、失踪、生命を脅かすほど劣悪である場合が多い刑務所の状況、恣意的な逮捕及び勾留、並びに、長期にわたる裁判前の勾留などがある。司法は負担が過剰であり、裁判所は多くの未処理事件を抱え、それが裁判の長期遅延又は正義の否定につながっている。当局は依然として市民のプライバシー権を侵害している。一部の州の法律は改宗を制限しており、逮捕事例がいくつか報告されているが、こうした法律に基づく有罪判決の事例は報告されていない。移動の自由は、今なお、多少制限されている。政治の腐敗が蔓延している。強姦、ドメスティック・バイオレンス、ダウリ（新婦側の結婚持参金）関連の死亡事件、名誉殺人、セクシャル・ハラスメント及び女性に対する差別は、依然として深刻な問題である。児童虐待、及び強制的な児童婚も問題である。児童及び成人の拘束労働や強制労働の蔓延、児童買春、並びに成人の強制売春など、人身売買は深刻な問題である。カーストに基づく差別と暴力は、障害者や先住民族に対する差別と同様に続いている。性同一性障害に基づく差別と暴力及び HIV/AIDS 罹患者に対する差別も続いている。宗教に基づく社会的暴力が依然として懸念される。強制労働と拘束労働が蔓延している。強制労働を含む児童労働も深刻な問題である。

政府のあらゆるレベルにおける広範囲の刑事免責は、引き続き深刻な問題である。個別の事件の捜査や犯人の法的処罰は行われているが、多くの場合、法が十分に執行されないため説明責任が欠如していること、熟練した警察が不足していること、また、裁判所が過剰な負担を抱え、資源も不足していることなどが、刑事免責を容認する風潮につながっている。

る。

ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州、北東部諸州、及びナクサライト・ベルト(Naxalite belt)の分離主義的反乱勢力及びテロリストは、選挙により選出された政府の指導者、軍人、警察官、政府職員、及び民間人の殺害など、多数の重大な虐待行為を行っている。反乱勢力は、数多くの誘拐、拷問、強姦、恐喝、及び児童徴兵を行っている。

第1節 以下の不利益からの自由などを含む個人の完全性の尊重

a.恣意的な殺害又は法に基づかない生命の剥奪

政府及びその職員が、特にジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州、北東部諸州、及びナクサライト・ベルト(Naxalite belt)などの紛争地域において、犯罪容疑者や反乱勢力の超法規的殺人を含む、恣意的又は違法な殺人を犯していると報告されている。非営利団体である紛争管理研究所(Institute for Conflict Management)が運営する南アジア・テロリズム・ポータル(SATP)によると、2013年、テロ行為及び武力闘争(毛沢東主義者過激派を除く)により、民間人 297 人、治安部隊隊員 192 人、及びテロリスト 390 人を含む、合計 589 人が死亡したという。また、南アジア・テロリズム・ポータル(SATP)によれば、北東部諸州におけるテロ行為による犠牲者は、2012年の316人から271人に減少したとされる。しかし、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州におけるテロ行為による犠牲者は、2012年の117人から、2013年12月29日時点で181人に増加した。

政府により設立された国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、犯罪捜査局(Criminal Investigations Department)に対し、容疑者が、追跡中、逮捕中、又は逃走中とされる行為の最中に警察官に殺害された「エンカウンター・キリング(超法規的殺人)」の全ての事件を捜査すべきであると勧告したものの、多くの州は、この拘束力のない勧告に従わず、上官の裁量のみに従った内部調査を引続き実施している。

国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)のガイドラインは、州政府に対し、警察の行為による死亡事件のすべてを48時間以内に国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)に報告することを命じているが、州政府は必ずしもこのガイドラインに従っていない。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、州政府に対し、被害者遺族に賠償金を支払うようにも命じたが、州政府は、必ずしも従わなかった。軍隊は、拘禁中の死亡事例を国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)に報告する必要は無い。国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)は、2012年、拘禁中の死亡事例を109件と報告し、2013年の年末時点での統計は不明とした。

インド学生同盟 (SFI :Students' Federation of India) のリーダーである Sudipta Gupta は、コルカタ(Kolkata)警察との衝突の際に逮捕され、2013 年 4 月 2 日、警察バスで Presidency Jail に搬送される途中で死亡した。SFI :Students' Federation of India 及びその他の活動家は、警察バスの中で Gupta が警察に殴打されたと主張している。警察は、Gupta が警察バスから転落し、街灯に頭部をぶつけたことにより死亡したとしている。この事件は、大規模な抗議を触発した。西ベンガル人権委員会(West Bengal Human Rights Commission)は、事件の調査を命じたが、2013 年末時点で、捜査結果は明らかになっていない。

2013 年 2 月 14 日、ラーマナータプラム(Ramanathapuram) 刑事裁判所(Sessions Court) は、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州にあるパラマクディ(Paramakudi)警察署で起こった Karuppi 容疑者の拘禁中の死亡の件について、警察官 8 名を有罪とし、懲役 6 ヶ月から懲役 10 年までの刑を言い渡した。裁判所は、Kattuparamakudi 出身でメイドをしていた Karuppi が、2002 年、5 日間の違法な勾留の後、自殺したと判断した。裁判官は、有罪となった 8 名の警察官のうちの 5 名に対し、刑法第 306 条(自殺教唆)、第 201 条(証拠隠滅)、第 220 条(違法勾留)、第 342 条(不当な監禁)、及び第 323 条(軽微な傷害)に従って、マドゥライ(Madurai)刑務所での懲役 10 年の刑に処した。残りの 3 名は、懲役 6 ヶ月から 3 年までの刑に処された。

治安部隊又は警察が容疑者或いは暴徒とされる人々を殺害した「エンカウンター・キリング(超法規的殺人)」の事件のほとんどは、紛争地域で起こっているが、インドの他の地域でも起こっているという。公式の統計によると、報道機関は、2012 年から 2013 年にかけてのインドの事業年度(4 月 1 日~3 月 31 日)の間、インド全土で 127 件の「エンカウンター・キリング(超法規的殺人)」を偽装した殺人が発生したとしている。そのほとんどは紛争地域で起こっている。インドで過去 4 年間に記録された偽装「エンカウンター・キリング(超法規的殺人)」は、555 件である。発生件数が多いのは、ウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州(138 件)、マニプール(Manipur)州(62 件)、アッサム(Assam)州(52 件)、西ベンガル(West Bengal)州(35 件)、ジャールカント(Jharkhand)州(30 件)、チャッティースガル(Chhattisgarh)州(29 件)、オリッサ(Odisha)州(27 件)、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州(26 件)、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州(23 件)、及びマイディヤ・プラデーシュ(Madhya Pradesh)州(20 件)である。2013 年 7 月時点で決着しているのは、555 件中 144 件のみである。

2013 年 2 月 1 日、2005 年に起こった Sohrabuddin Sheikh に対する偽装「エンカウンター・キリング(超法規的殺人)」事件の裁判が、ムンバイ(Mumbai)にある中央捜査局(CBI:

Central Bureau of Investigation)の特別法廷で開始された。被告には、19名の警察高官と、以前グジャラート(Gujarat)州内務部長(home minister)を務めた Amit Shah が含まれている。グジャラート(Gujarat)州の反テロチームは、公共バスでハイデラバード(Hyderabad)からマハーラーシュトラ(Maharashtra)州サーングリー(Sangli)に向かっていた Sheikh とその妻 Kauser を誘拐したとされる。3日後、警察は、アーメダバード(Ahmedabad)付近の高速道路で、計画的「エンカウンター・キリング(超法規的殺人)」を実行し、Sheikh を殺害した。2006年、グジャラート(Gujarat)警察は、この事件の鍵となる目撃者 Tulsiram Prajapati を殺害したとされる。被告が目撃者を脅迫したと調査機関が証言した後、最高裁判所は、法廷をグジャラート(Gujarat)からマハーラーシュトラ(Maharashtra)に移した。

2013年7月3日、中央捜査局(CBI: Central Bureau of Investigation)は、2004年に Ishrat Jahan という女性及び同伴していた3人の男性を偽装「エンカウンター・キリング(超法規的殺人)」で殺害したとして、グジャラート(Gujarat)警察の警察官7名をグジャラート(Gujarat)高等裁判所に起訴した。裁判所は、7名のうちの3名に対して保釈を認め、残りの4名は、2013年末時点で、刑務所にて服役中である。

2013年3月21日、2003年に警察が起こした Sadiq Jamal Mehtar の「エンカウンター・キリング(超法規的殺人)」事件の裁判が、アーメダバード(Ahmedabad)にある中央捜査局(CBI: Central Bureau of Investigation)の特別刑事裁判所で開始された。2003年に、アーメダバード(Ahmedabad)警察の犯罪支部チームが、「エンカウンター・キリング(超法規的殺人)」により、Mehtar を殺害したとされる事件である。グジャラート(Gujarat)高等裁判所は、2011年に中央捜査局(CBI: Central Bureau of Investigation)にこの事件の捜査を命じた。中央捜査局(CBI: Central Bureau of Investigation)は、この事件で、グジャラート(Gujarat)警察の警察官8名を逮捕した。

情報筋は、拘禁中の死亡—即ち、警察による拘禁中に被拘禁者が殺害された、又は死亡した事例—を深刻な問題として、引き続き報告している。中央政府又は州自治体が、警察或いは治安部隊の隊員に対して罪を追求できていないことも、問題として残っている。

2013年1月19日、西ベンガル(West Bengal)州フグリー県(Hooghly District)の全インド草の根会議派(Trinamool Congress Party)の活動家 Kazi Nasiruddin が、警察による拘禁中に死亡した。Nasiruddin は、警察に暴行を受けて死亡したとされる。警察は、Nasiruddin を飲酒運転のため、また、正規の自動車登録書類を持っていなかったため、逮捕したと伝えられる。全インド草の根会議派(Trinamool Congress Party)及び Nasiruddin の家族は、警察が Nasiruddin を地元の警察署に連行し、そこで暴行を加えたと主張している。Nasiruddin は、その日の夜遅く、地元の病院に搬送されたが、その時点で死亡が確認され

た。Nasiruddin 未亡人は警察を訴えたが、警察は、報告書の見直しを行わなかった。コルカタ(Kolkata)高等裁判所は、この事件の調査を開始し、西ベンガル(West Bengal)犯罪捜査局(CID: Criminal Investigation Department)は、2013年2月に3名の警察官を逮捕した。同年5月、高等裁判所は、中央捜査局(CBI: Central Bureau of Investigation)に対し、この死亡事件の調査を命じたが、草の根会議派が率いる西ベンガル(West Bengal)州政府は、最高裁判所に請願し、これを阻止しようとした。最高裁判所は、同年6月に請願を却下し、調査は2013年末時点で継続している。

2013年1月1日、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、アンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)警察の長官 V. Dinesh Reddy を召喚し、テロリストの容疑をかけられていた Abudul Razaq Masood が、2012年、警察による拘禁中に死亡した事件について尋問した。警察は、Masood が自殺したと主張したが、人権 NGO(非政府組織)である Civil Liberties Monitoring Committee は、Masood の死亡には警察が関与していると示唆している。

2013年、治安部隊が北東部の諸州で不法な殺害を行ったという報告が相次いだ。2013年1月20日、Assam 州の森林で対ゲリラ活動を行っていた軍の兵士が、20歳の男性を殺害した。男性の家族は、男性が森林で薪を集めていたと主張している。家族は、男性がアッサム統一解放戦線(United Liberation Front of Assam)のメンバーであったという軍の主張を否定し、地元警察は、後日、軍の主張が間違っていたと断定した。事件は、抗議の声を呼び、更には近隣地域の高速道路の封鎖に発展した。地元政府は、遺族に対して多少の賠償金を支払ったが、事件に関与した兵士に対しては、何ら行動を起こさなかった。

2013年5月17日、中央警察予備隊(Central Reserve Police Force)の決行コマンドー大隊(Combat Battalion for Resolute Action)が、南チャッティースガル(South Chhattisgarh)ビジャープル(Bijapur)県にある Edasmeta 村で、村民の集会に向かって銃撃し、子ども3人と警察官1人を含む村民8人が死亡した。警察は、毛沢東主義者反政府勢力が、村民を人間の盾として使ったと主張している。抗議の声広がったため、チャッティースガル(Chhattisgarh)州政府は、被害者家族に対し、それぞれ80万ルピー(1万3,000ドル)を賠償金として支払うことを発表し、司法に事件の調査を命じた。

2013年8月1日、警察は、アッサム(Assam)州カルビ・アングロン(Karbi Anglong)県で、州からの離脱を望む抗議活動の最中に、市民2人を殺害した。

2013年7月18日、国境警備部隊(BSF: Border Security Force)の隊員が、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州ランバン(Ramban)で、デモ活動の最中に市民4人を殺害した。

ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)警察の特別捜査審判所は、第 76 大隊の隊員 2 名を含む隊員 6 名を、「無差別銃撃」の容疑で起訴した。ランバン(Ramban)裁判所は、国境警備部隊(BSF: Border Security Force)に対し、容疑者たちを民間法廷ではなく軍事法廷で裁くことを認めたとされる。中央警察予備隊(Central Reserve Police Force)は、2013 年 9 月 7 日に 4 人、また、9 月 11 日に 1 人を、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州ショッピアン(Shopian)で殺害した。2013 年末、事件の検証を任された司法委員会は、証人からの証言を得ている。

2013 年 1 月、最高裁判所は、治安部隊による 6 件の違法とされる殺害事件を調査するため、独立委員団を任命した。同委員団は、これら 6 件全てのケースで、「偶然の遭遇 (エンカウンター)」が「本物ではない」とし、警察が殺害を合法と見せかけようとしたと結論付けた。

2013 年 1 月 6 日、マハーラーシュトラ(Maharashtra)警察は、ドゥーレ(Dhulia)の町で、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒との間で起こった口論の最中に、集まった群衆を離散させようとして、6 人のイスラム教徒の青年を銃撃・殺害した。マスコミの報道やビデオ録画は、警察が、群衆を離散させる際の原則どおりに若者の脚を撃つのではなく、胸部を撃つことを示している。マハーラーシュトラ(Maharashtra)州政府は、司法による尋問を命じ、警察官 6 名を逮捕した。当局は、被告らを保釈し、警察を停職処分とした。

インド内務省(Ministry of Home Affairs)の 2011~2012 年版報告書によると、国境警備部隊(BSF: Border Security Force)は、インドの国境沿いで 30 人を殺害したとされる。バングラデシュ(Bangladesh)との国境沿いにおける殺害事件は依然として懸念事項である。バングラデシュ(Bangladesh)の非政府機関(NGO)である Odhikar によると、国境警備部隊(BSF: Border Security Force)は、2013 年 1 月から 6 月の間に、国境地帯でバングラデシュ(Bangladesh)人 15 人を殺害し、53 人を負傷させた。国境警備部隊(BSF: Border Security Force)は、一般的に、殺害が、逮捕を回避しようとした人々を阻止するための行動、又は、自己防衛のための銃撃の結果と説明している。2013 年の統計は入手できなかった。

国連特別報告官 Christof Heyns は、2013 年 4 月、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州にある墓標の無い墓地には、1990 年から 2009 年にかけての超法規的処刑の被害者 2,943 人の遺体が埋葬されているとする報告書を提出した。インド政府は墓標の無い墓地の捜査を行う意図を表明したが、2013 年末時点で、捜査は始まっていない。

「国軍特別権限法(AFSPA: Armed Forces Special Powers Act)」は、ナガランド(Nagaland)州、マニプール(Manipur)州、アッサム(Assam)州、及びトリプラ(Tripura)州の

一部で依然として施行されており、この法律を若干修正した法が、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州で施行されている。同法に基づき、インド政府は、いずれかの州又は連邦直轄領を「紛争地域」と宣言することができる。この宣言により、治安部隊は「法と秩序を維持するために」何人に対しても発砲することができ、「合理的疑惑が存在する」とされる者を逮捕することができ、勾留者に逮捕理由を告げる必要もない。また、同法は、治安部隊が同法の支配下にある地域で行った行為に関して、非軍事法廷での起訴について免責を与えている。同法に基づいて行った行為に関する公式記録は入手できなかった。

2013年4月、最高裁判所によって任命された3人のメンバーから成る委員団は、「国軍特別権限法(AFSPA: Armed Forces Special Powers Act)」の保護下で行動する軍隊が、重大な人権侵害を行っていると報告した。連邦政府は、最高裁判所に対し、委員団の報告書を治安に関する内閣委員会に提出すると約束した。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、最高裁判所に対し、殺害に関わった隊員らの罪を追求することを政府に命じるよう、要求した。

インド政府は、2002年にグジャラート(Gujarat)州で起こった暴動の際に行われた殺害事件に関し、警察官や治安部隊の隊員の責任とすることを目的とした裁判で、多少の進捗をみせた。2013年12月26日、グジャラート(Gujarat)州の治安判事裁判所は、Zakia Jafri 未亡人の請願を却下した。同夫人の請願は、2002年の反乱で共謀又は義務放棄の罪に問われた政府高官を含む63人を起訴するための証拠は不十分だと判示した特別捜査審判所の結論を不服とするものである。Jafri 未亡人は控訴する意思を明らかにしている。

2013年7月23日、ムンバイ(Mumbai)市バンダップ(Bhandup)で、4人の襲撃犯が「情報権利法(RTI: Right to Information Act)」の活動家 Vasant Patil を殺害した。Patil は、襲撃犯とされる4人のうちの2人が違法建築作業に関わっていると警察に訴えていた。警察は、4人を逮捕し、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州政府は、ムンバイ犯罪支部(Mumbai Crime Branch)に捜査を命じた。

2013年8月20日、プネ(Pune)を拠点とし、迷信の根絶を目指す合理主義者団体(Maharashtra Andhshradha Nirmoolan Samiti)を率いる著名な活動家 Narendra Dabholkar が、正体不明の襲撃者によって殺害された。2013年末時点で、マハーラーシュトラ(Maharashtra)警察は事件の捜査中である。

2013年11月2日、インド政府は、極右のヒンドゥー・ナショナリスト政党シヴ・セナー(Shiv Sena)の副党首である Amit Dubey が2011年に釈放された件について上訴した。Dubey の容疑は、2010年に、マイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州バルワニ(Barwani)に

あるミッション・スクールに勤務する、部族に属する 19 歳のキリスト教女性教師を強姦し、火を着けて殺害したというものである。

1984 年にデリー(Delhi)で起こった反シク教徒殺害事件についての責任追及への取り組みに関して、多少の進展が見られた。2013 年 12 月、最高裁判所は、議会政党指導者サイジャン・クマール(Saijan Kumar)の請願を棄却し、裁判を開始した。クマール(Kumar)は、デリー(Delhi)市スルタンプール(Sultanpuri)で起こった反シク暴動関連の殺人に関し、自身に向けられた容疑の取り下げを請願していた。政府に対する抗議も続いていた。

組織的反乱勢力など非政府部隊は、特にジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州、北東部諸州、及びナクサライト・ベルト(Naxalite belt)などの紛争地域で多数の殺害を行っている(第 1 節 g.を参照のこと)。ジャールカント(Jharkhand)州の毛沢東主義者は、治安部隊に対する攻撃を続けている。

b. 失踪

インド全土において、警察が、個人を勾留した場合に提出することが義務付けられている逮捕報告書を提出していないことが報告されている。その結果、何百という人々が未解決で未報告のまま所在不明になっている。警察及び政府職員は、こうした申立てを否定することが一般的である。中央政府は、いずれの勾留者を釈放すべきかを決定する州政府審査委員会が、勾留者に関する情報をその家族に提供していると報告しているが、他の情報筋によると、勾留者の家族が、親族の勾留を確認するためには、刑務官に賄賂を贈る必要がある場合が多いとされる。

2013 年、政府軍、準軍事組織、及び反政府勢力が原因で起こった失踪事件は、紛争地域で発生している(第 1 節 g.を参照のこと)。

c. 拷問及びその他の残忍、非人間的若しくは品位を傷つける扱い又は処罰

法律は拷問を禁じているが、多くの非政府機関(NGO)は、そうした行為が特に紛争地域で多発していると報告している(第 1 節 g.を参照のこと)。

受刑者に対する警察の暴行は、拘禁中の死亡に繋がっている(第 1 節 a.を参照のこと)。2013 年 8 月、インド内務省(Ministry of Home Affairs)は、2012 年 4 月 1 日から 2013 年 2 月 15 日までの間、様々な州で、拘禁中の拷問に関する報告が 318 件あったと議会に報告した。インド内務省(Ministry of Home Affairs)は、同じ期間中、拘禁中の死亡に関する報告が 126 件あ

ったとも報告した。

法律は、強制された自白を証拠として採用することを当局に認めていないが、非政府機関(NGO)及び市民は、当局が自白を強制するために拷問を行っていると主張している。強制された自白は、いくつかの事例では死刑の補強証拠として提出されている。当局は、金銭を強要するための手段として、又は略式処罰として、拷問を行っているとも伝えられる。人権専門家によると、インド政府は、「テロ防止法(Prevention of Terrorism Act)」及び「テロリスト・破壊活動(防止)法(Terrorist and Disruptive Activities Act)」の廃止後も、これらの法律に従って逮捕・起訴された容疑者の裁判を続けたとされる。これらの法の下では、警察官に対して成された自白が、法廷における証言と同等に有効とされた。

警察勾留中を含め、警官が女性を強姦していると報告されている。非政府機関(NGO)は、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は警察が行った強姦の件数を過小に見積もっていると述べている。一部の強姦被害者は、社会的羞恥心と報復に対する恐れのために、また、特に犯人が警察官か他の政府役人の場合、監督能力と責任追及能力の欠如のため、名乗り出て犯罪を報告することを恐れている。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、警察官が関与した強姦事件を捜査する権限を持っている。「人権保護法(Protection of Human Rights Act)」第 19 条によると、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、軍と準軍事組織に関する情報を要求することができるが、これらの団体に関連する事件を調査する権限は持っていない。

ヴァルマ委員会(Verma Commission)は、2012 年にデリー(Delhi)で起こった集団強姦事件を受けて女性に対する暴力の根絶に向けた対策をまとめた 2013 年 1 月の報告書で、「国軍特別権限法(AFSPA: Armed Forces Special Powers Act)」の早期見直しを提唱した。同報告書は、「国軍特別権限法(AFSPA: Armed Forces Special Powers Act)」が、「国内の治安に関する任務の執行中に起こった組織的又は個人的な性的暴行に関する刑事免責」を合法化しているとし、軍の隊員による女性に対する性的暴行事件は、普通の犯罪法の適用範囲に置かなければならないと付け加えた。2013 年、この提言に対してインド政府は何ら行動を起こさなかった。

2013 年 4 月 1 日、アッサム(Assam)州 Baska 地区の Jamuguri 村で、軍兵士に拷問されたとされる Chapal Soren が死亡した。軍の兵士が、武器を探すため、夜半に Soren の自宅に立ち入った。兵士は Soren を逮捕し、Soren は、翌朝死亡しているところを発見された。Soren の家族は、Soren が軍による勾留の最中に拷問で死亡したと主張している。

人権法ネットワーク(HRLN: Human Rights Law Network)は、アッサム・ライフル部隊

(Assam Rifles)が、2013年6月22日、マニプール(Manipur)州出身の Rajanglung Kamei を反政府活動の容疑で勾留したと報じた。人権法ネットワーク(HRLN: Human Rights Law Network)は、家族が提出した人身保護の請願を受けたマニプール(Manipur)高等裁判所が7月5日に Kamei の釈放を命じるまでの間、Kamei が拷問を受けたと述べている。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は、生命を脅かすほど劣悪である場合が多く、国際基準を満たしていない。

物理的状況: 刑務所は深刻な過密状態にあり、食糧、医療、衛生及び環境の状況は依然として不適切であることが多い。飲用水は時折入手できる程度である。刑務所と収容施設は、人員不足であり、適切な設備も整っていない。受刑者は身体的に劣悪な扱いを受けている。

政府統計、主流メディア、及び活動家らは、深刻な過密状態、及び裁判を待つ勾留者の人数の多さを伝えている。国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)の2012年版報告書によると、刑務所の収容率は、チャッティースガル(Chhattisgarh)州が253%、マイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州が128%、グジャラート(Gujarat)州が95%、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州が99%である。ウッタラーカンド(Uttarakhand)州は、女性刑務所では最高の数字となる収容率154%を報告した。

国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)のインド刑務所統計2012(*Prison Statistics India 2012*)によると、インドには1,394の刑務所があり、公式収容人数は34万3,169人である。しかしながら、実際の収容人数は38万5,135人であった。裁判待ちの収容者が全体の3分の2以上を占める。女性収容者は1万6,951人であり、全体の約4%を占めている。一方、未成年者は1%未満である。女性と男性は別々に収監されている。法は、未成年者を更生施設に収容することを求めているが、特に地方では、刑務所に収容されることがある。裁判を待つ勾留者の多くが、罪の確定した受刑者と一緒に収監されている。

運営: 在監者は面会者との面会をある程度許可されているが、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州などの紛争地域を中心に、一部の家族は、収監中の親族との面会を拒否されたと語っている。在監者は宗教儀式を行う権利を有し、ほとんどの場合、この権利は尊重されている。インド政府は、一部の非政府機関(NGO)に対し、特定のガイドラインの枠内で、在監者に対する支援を行うことを許可している。刑務官は膨大な記録を残している。収容施設を調査するオンブズマンはいないが、在監者は不服申立てを司法当局に提出することができる。代替判決の方法はほとんど使われていない。

2013年7月16日、「マハーラーシュトラ州組織犯罪規制法(Maharashtra Control of Organized Crime Act)」に従って司法処理を行う特別法廷が、裁判を待つイスラム教徒50人に対し、刑務所内でラマダン(Ramadan、イスラム教徒の断食月)を祝うことを許可した。法廷は、勾留者の家族が、当局の監督下で家庭料理を差し入れることも認めた。2013年7月23日、グジャラート(Gujarat)州の裁判所は、2008年にアーメダバード(Ahmedabad)で起きた連続爆破事件の被告人の一部からの、ラマダン(Ramadan)の間に家庭料理の差し入れを求める要求を却下した。州政府は、ラマダン(Ramadan)に適した食事を刑務所内で用意すると述べた。

独立した監視: インド内務省(Ministry of Home Affairs)は、2012～2013年度年次報告書の中で、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)が、在監者の生活状態を調査・報告するため、刑務所やその他の収容施設を訪問したとしている。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、年間を通じて人権侵害に関する在監者からの不服申立てを受理し、これを調査しているが、一部の人権活動家は、在監者の多くは、刑務官又は刑務所員の報復を恐れ、不服申立てを提出していないと指摘している。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)の事実認定と勧告のほとんどは、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)のウェブサイト上で公開されているが、非政府機関(NGO)は、在監者の状態など、論争の的となっている問題に関連する調査と勧告が、公開されていないと主張している。

在監者は、州及び国の人権委員会に不服申立てを登録することができるが、これらの委員会は、不服申立ての原因を是正するよう当局に勧告することしかできない。最高裁判所は、2012年に、中央政府及び地方当局に対し、収容施設での暴力を監視するため、警察署の定期調査を実施することを命令したが、政府職員は、この命令にあまり従っていない。

国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、多くの州で州刑務所の抜き打ち訪問を行っているが、軍の収容センターに対しては行っていない。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、軍とその収容センターに対する管轄権を持たない。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、州刑務所が、在監者全員に対し、診察と時宜を得た健康診断を行っていることを確認するため、特別報告官を様々な州刑務所に派遣した。特別報告官は年間を通じて定期的に刑務所を訪問したが、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)がそれぞれの訪問の結果を文書化するための手段を持たないため、報告書の公開又は新聞社への提供には至らなかった。

インド内務省(Ministry of Home Affairs)は、Mohammed “Tiger” Hanif Umerji Patel の引渡

しの件で、外国の専門機関による刑務所の検査を、初めて許可した。外国の裁判所のチームが、1993年にスーラト(Surat)で起きた爆破事件に関与したとされる Tiger Hanif が収監されているグジャラート(Gujarat)刑務所を検査した。この爆破事件で、8歳の少女が死亡し、12人が負傷した。

2013年、赤十字国際委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)は、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州の刑務所に収容されている在監者を訪問したことを報告した。赤十字国際委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)は、インドのその他の地域の尋問センターや護送センターは訪問していない。刑務所の状態に関する赤十字国際委員会(ICRC: International Committee of the Red Cross)の所見は、インド政府との協約により、公表されなかった。

国家女性委員会(National Commission of Woman)は、2013年を通して、女性収容者の生活状態を評価するため、刑務所を訪問した。西ベンガル(West Bengal)州で人身売買の被害者の帰還に努める非政府機関(NGO) Sanlaap は、「外国人法(Foreigners' Act)」に基づいて拘束された不法入国者が刑務所に容易に収監される傾向にあることを報告した。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

法律は、恣意的な逮捕及び勾留を禁止しているものの、2013年、両者とも発生している。また、警察は、逮捕の司法審査を遅らせるために、特別治安法を使用している。裁判前の勾留は、恣意的で長期に及び、有罪になった場合に言い渡される刑期を超える場合がある。

警察は、自白を強制するため、又は虚偽の自白を得るため、テロ行為の容疑者に対して拷問、虐待、及び恣意的な勾留を行っている。警察は、逮捕を登録することなく容疑者を拘束し、十分な食糧と水を与えないこともある。

2013年4月及び5月、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州警察は、プネ(Pune)を拠点とする活動家で構成される劇団 Kabir Kala Manch のメンバー4人を逮捕した。この劇団は、ダリット(Dalit)の部族市民の立場に立った人権問題を取り上げた。警察は、4人を「非合法活動防止法(UAPA :Unlawful Activities Prevention Act)」に基づいて逮捕した。この法律により、反政府活動又はテロ行為が疑われる場合、当局は容疑者を告訴せずに拘束することができる。警察は、Kabir Kala Manch を毛沢東主義者の企業舎弟としている。2013年6月、ボンベイ(Bombay)高等裁判所は、Kabir Kala Manch のメンバーである Sheetal Sathe に対し、出産のための保釈を認めた。

警察及び治安組織の役割

中央政府は指針を設け、支援を提供しているが、28州と7連邦直轄領は、法と秩序の維持に主たる責任を負っている。警察は州の管轄下にある。インド内務省(Ministry of Home Affairs)はほとんどの準軍事組織、国内諜報機関、及び全国警察機構を支配しており、州警察部隊幹部の訓練を行っている。ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW: Human Rights Watch)によると、治安部隊による恣意的逮捕、拷問及び自白の強制は、今なお蔓延している。当局は、刑事手続法及び「国軍特別権限法(AFSPA: Armed Forces Special Powers Act)」の一部など、いくつかの法律を、人権侵害で告発された治安部隊隊員に法的保護を与えるために使用している。

法執行部隊及び治安部隊の有効性は、全土で大きなバラつきがある。全ての階級の隊員が刑事免責を得て行動し、政府職員が彼らに違法行為の責任を負わせることは稀である。軍事法廷は、軍と準軍事組織双方の治安部隊員による人権侵害事件を調査する。法執行機関職員に対する訴訟は、一般法廷で審理される。当局は、隊員が有罪と認定された後に移送する場合がある。

インド内務省(Ministry of Home Affairs)の2012～2013年度年次報告書によると、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、2012年4月から12月までの間に、インド全土で治安部隊の隊員による80,764件の人権侵害を、検討を要するとして報告している。同委員会は、過去の年度から持ち越されたものを含め、66,346件を解決した。また、そのうちの275件で、8,670万ルピー(142万ドル)に上る暫定救済金の支払いを勧告した。

拘束者の逮捕手続及び勾留中の取扱い

恣意的な逮捕: 刑事手続法は恣意的な逮捕又は勾留を禁止しているが、警察は依然として市民を恣意的に逮捕している。警察は、身分を適切に名乗ることなく、又は逮捕状を提示することなく、尋問のために個人を拘束している。

2013年2月15日、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、アッサム(Assam)州政府に対し、反政府グループへの所属を疑われたナガランド(Nagaland)州 Shiopu 村在住の Xukiye Yepatha に2万ルピー(325ドル)を賠償金として支払うことを勧告した。警察は、2011年、外科手術を受けたばかりの Yepatha を病院から移送し、翌日まで警察署で尋問を行った。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、州政府に対し、Yepatha を告訴せずに拘束した警察官を処罰することを

求めた。

裁判前の勾留: 法律に基づき、犯罪容疑で勾留された者には、その容疑及び弁護士と接見する権利について、直ちに知らせなければならない。刑法に基づき、治安判事は、起訴する前に被疑者を 90 日以下の期間にわたり勾留することを許可することができる。通常の刑事手続きに基づき、90 日の勾留期間経過後は、保釈金の支払いを条件に被疑者を保釈しなければならない。また、刑事手続法は、尋問のために被疑者を召喚することを警察に認めているが、逮捕前に、被疑者の意思に反して拘束し、尋問する権限を警察に与えていない。当局が警察での勾留の法的制限を超えて被疑者を拘束している事例があると伝えられている。

警察が、弁護士に面会する権利を被疑者に認めない事例、及び、警察が被疑者の会話を不法に傍受し、秘密保持の権利を認めていない事例が報告されている。憲法は、「経済的な困難又はその他の困難」がある被疑者に対する無料の法律扶助を義務付けているが、法律扶助の必要性は体系的に評価されていない。法律により、当局は、家族が被勾留者に面会することを認めなければならないが、必ずしも遵守されているわけではない。被疑者が予防拘禁法に基づいて勾留されている場合を除き、被勾留者の罪状認否手続きは、24 時間以内に行わなければならない。

法律により、警察は起訴することなく個人を最長 30 日間勾留することができる。また法律は、当局に被勾留者を起訴することなく最長 180 日間(警察での 30 日間の勾留を含む)にわたり、司法勾留することを認めている。「非合法活動防止法(UAPA :Unlawful Activities Prevention Act)」は外国人について保釈を認めておらず、民間人勾留の場合、裁判所が保釈を却下しやすくなっている。同法は、犯罪の意思が証明されるか否かにかかわらず、検察が、武器若しくは爆発物の所持、又は犯罪現場での指紋の存在を示す一定の罪証を提示することができる場合、被疑者の有罪を推定する。また、同法に基づいて、州政府は、正式な起訴を行う前に、個人を保釈することなく期間を延長して勾留することができる。

2013 年 4 月、最高裁判所は、2002 年にゴドラ(Godhra)で起きた列車放火事件で終身刑に服していた Abdul Majid(通称 Kankatto)の保釈を認めた。2013 年 9 月、グジャラート(Gujarat)高等裁判所は、この事件で終身刑に服していた 3 人の受刑者の保釈命令を発行した一方、同じ事件でやはり終身刑に服していたその他 11 人の受刑者の保釈申請を却下した。2013 年 11 月、グジャラート(Gujarat)高等裁判所は、ゴドラ(Godhra)特別法廷に対し、2011 年に同事件で有罪が確定した後、逮捕された Ismail Yusuf Chhunga の裁判を 3 ヶ月以内に完了させることを命じた。

法律は、一定の事件で予防拘束を認めている。「国家治安法(NSA: National Security Act)」は、警察に、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州を除く全土で、治安を脅かす危険があると見なされる者を、最長 1 年間、起訴又は裁判なしで勾留することを認めている。同法は、家族及び弁護士に、「国家治安法(NSA: National Security Act)」に基づいて被勾留者を訪問することを認めており、5 日以内又は例外的状況では 10 日から 15 日以内に、勾留の根拠を被勾留者に伝達することを当局に義務付けている。

ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州だけに適用される「公安法(Public Safety Act)」は、州当局に、最長 2 年間、起訴又は司法審査なく個人を勾留することを認めている。この期間中、家族は被勾留者と面会できない。被勾留者は、尋問中に弁護士に接見することを許可されるが、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州警察は、しばしば恣意的勾留を行い、特に貧困者の場合、弁護士との接見や診療を認めないことが多い。

チャッティースガル(Chhattisgarh)州では、2005 年に制定された「特別公共治安法 (Special Public Security Act)」が今でも施行されている。同法は、曖昧に定義された「不法活動」に関し、最長 3 年間の勾留を認めている。人権団体は、同法が、ナクサライト (Naxalite)(毛沢東主義者)に対する一切の支援を、強要された支援も含め、違法にするとの懸念を明らかにした。

コーチ(Kochi)の国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、ケーララ(Kerala)中央刑務所では、精神障害を持った在監者が 10 年から 26 年に亘り収監されており、未だに裁判を待っていると訴えた。精神障害者は「裁判に適さない」と見なされるため、勾留されたままになっている。非政府機関(NGO)によると、これらの在監者の勾留期間は、裁判で決定されるであろう刑期を遥かに上回っている。2013 年 6 月、人権法ネットワーク(HRLN: Human Rights Law Network)は、ケーララ(Kerala)高等裁判所に対し、これら在監者の釈放令状の請願を提出した。これに対し、裁判所は、被疑者に適切な治療を施し、裁判に適する状態にすることを州政府に命じた。

恣意的な長期の勾留は、裁判所制度が過剰な負担や人員不足に悩み、十分な安全策が採られていない中、大きな問題となった。インド政府は、公判日又は公判期限を設定し、事件管理に関して指示を出し、保釈制度の利用を奨励する迅速裁判所を利用することで、長期間の勾留を減らし、刑務所の過密状態を緩和する努力を続けた。迅速裁判所は、デュー・プロセス(法の正当な手続き)を省略する嫌いがあると批判されている。批評家は、貧しい勾留者は保釈金を支払うことができず、勾留されたままになると主張している。

人権法ネットワーク(HRLN: Human Rights Law Network)によると、ケーララ(Kerala)

州警察が、eメール詐欺の容疑でナイジェリア人2人を逮捕した。2人は、治安判事裁判所で有罪、2012年1月に刑事裁判所で無罪とされたが、未だに勾留されたままである。人権法ネットワーク(HRLN: Human Rights Law Network)は、2013年6月、ケーララ(Kerala)高等裁判所に2人の釈放令状の請願を提出した。2013年末時点で、この件は未解決である。

e. 公正な公判の否定

法律は司法の独立を定めており、インド政府は全般的にこれを尊重しているが、司法の腐敗は蔓延している。

司法制度は依然として過剰な負担を抱えており、近代的な事件管理制度も整っていないため、しばしば裁判が遅延する、又は公正な裁きが否定されるといったことが起きている。2013年8月、法務大臣(Law Minister)Kapil Sibalは、最高裁判所には3つ、高等裁判所には275の空席があると発表した。下級裁判所にも、各州合わせて3,700以上の空席があり、深刻な状態となっている。法務大臣は、事件処理の遅延の原因は、裁判所の空席の多さにあると述べた。

2002年のグジャラート(Gujarat)州の暴行から生じた事件には偏見が存在するとの主張がある(原文 P.61 第6節「その他の社会的暴力又は差別」を参照のこと)。

裁判手続

刑事手続法は、公的秘蔵に関する訴訟、国家の安全に有害な陳述が行われる可能性のある裁判、又は、特別安全保障法令の規定で保護されている場合を除き、裁判の公開を定めている。被告人は、「非合法活動防止法(UAPA :Unlawful Activities Prevention Act)」の規定に該当する場合を除き、推定無実とされ、自分で弁護士を選ぶことができる。州は、経済力を持たない被告人に無料の弁護士を提供するが、貧困者の場合は特に、有能な弁護士を得られる可能性は低い。また、司法制度に余裕が無いため、裁判処理が遅れることが一般的である。

法律は、ほとんどの民事事件と刑事事件において、被告人が政府側の関係証拠を閲覧することを認めている。但し、政府は、情報を差し止める権利を有しており、慎重さを要する事件では、この権利を行使する。被告人は自分に不利な証言をする証人に質問する法的権利を持つが、貧しい被告人は、適切な弁護士を持たず、この権利を行使できない場合がある。裁判所は公の場で刑を宣告しなければならない。司法制度のほとんどの段階で、上訴を有効に行う方法がある。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

インドには、政治犯及び政治的理由により勾留されている者が存在すると報告されている。非政府機関(NGO)は、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州政府が、政治犯の勾留に加え、2005年から2012年にかけて、「公安法(Public Safety Act)」の名の下に、テロリスト、反政府主義者及び分離主義者とされる人々600人以上を一時的に勾留したと報告している。

民主主義的権利保護連合(Association for Protection of Democratic Rights)によると、2011年末時点で、西ベンガル(West Bengal)州は、438名の政治犯を州の矯正施設に収容している。2013年8月、西ベンガル州議会(West Bengal Assembly)は、テロ組織との繋がりを持つ者が政治犯と位置付けられることを阻止するため、「Correctional Services Act」に対する修正案を可決した。State Correctional Administration 大臣は、「政府が政治犯と非政治犯とを区別できない」ため、この法令を修正したと述べた。反政府派の左翼戦線(Left Front)は、この修正案を「政府が独自の利益のために可決した邪悪な法律」と非難した。

民事上の訴訟手続き及び救済方法

個人、又は個人や集団の代理として活動する非政府機関(NGO)は、公的権利侵害の司法救済を求めて、任意の高等裁判所又は最高裁判所に、公益訴訟の請願を直接提出することができる。こうした権利の侵害は、政府職員による公務の不履行、又は憲法の規定の違反に起因するものである。非政府機関(NGO)は、公益訴訟の請願が、汚職や差別の主張に関する事件において、市民社会組織に対する説明責任を政府職員に負わせるものだと、これを評価している。

f. プライバシー、家族、住宅、又は通信に対する恣意的な干渉

法律は、恣意的な干渉を禁止しており、政府は概ねこれを尊重している。しかしながら、当局は時としてプライバシーの権利を侵害することもある。警察は、家宅捜索や押収を実行するためには令状を取らなければならない。但し、令状の取得が無用の遅延を引き起こす場合は、この限りではない。警察は、令状なしで捜索する場合、その犯罪の管轄権を持つ最寄りの治安判事に対し、その行為が正当であることを書面で証明しなければならない。ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州、パンジャブ(Punjab)州及びマニプール(Manipur)州では、当局は、令状なしで捜索、逮捕を行う特別な権限を持っている。「非合法活動防止法(UAPA :Unlawful Activities Prevention Act)」でテロと認められる事件において、

警察は、家宅搜索と押収を行うより大きな権限を与えられている。

「情報技術法(Information Technology(IT) Act)」は、警察が、特定の状況下で、令状なく敷地を搜索し、個人を逮捕することを認めている。同法は、政府の要求に対して情報を提供しなかった者に懲役1年の刑を、猥褻物を送信した者には懲役5年の刑を定めている。

連邦政府及び州政府は、公共の非常事態又は「公共の安全若しくは公共の平穩の利益において」、電話及び個人的なメールを含む通信を監視する「電信法 (Telegraph Act)」の権限を使用するが、こうした行為により得られた証拠は、一般的に裁判では認められない。「非合法活動防止法(UAPA :Unlawful Activities Prevention Act)」は、テロ事件の捜査において、通信傍受により得られた証拠の採用を認めている。

「2005年チャッティースガル特別公共安全法(CSPSA: Chhattisgarh Special Public Security Act 2005)」の反対派は、同法が、「法の執行を阻害する傾向にある」個人の拘留を認めることにより、プライバシーと言論の自由を侵害していると主張している。2013年6月26日、ドゥルグ(Durg)地区裁判所は、チャッティースガル (Chhattisgarh)州を拠点とし、「2005年チャッティースガル特別公共安全法(CSPSA: Chhattisgarh Special Public Security Act 2005)」の下で逮捕された Rekha Parghaniya 弁護士を無罪とした。同弁護士は、扇動の罪に問われた夫婦を弁護していた。裁判所は、証拠不十分により、3人とも無罪とした。

g. 国内の紛争における過剰な武力行使及び虐待行為

2013年、インド軍、個々の州の治安部隊、及び準軍事組織は、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州及びいくつかの北東諸州で反政府勢力と、また、中部及び東部ではナクサライト(Naxalite、毛沢東主義者)反政府勢力と武力紛争を続けていた。軍及び中央治安部隊は、北東部で、毛沢東主義者を除く反政府勢力との紛争地域に引き続き展開し、主要な反政府勢力は、連邦政府との和平交渉に応じていた。西ベンガル(West Bengal)州のナクサライト・ベルト(Naxalite belt)には、軍の存在は無かったが、他の中央治安部隊と州治安部隊が引き続き配備されていた。

すべての紛争当事者による武力行使により、双方の紛争当事者と民間人に死傷者が出た。捕虜となった民兵の殺害を隠ぺいするために「エンカウンター・キリング」を偽装する事例を含め、政府の治安部隊が超法規的殺人を行ったことが報じられている。人権団体は、警察が、偽装「エンカウンター・キリング」の犠牲者の遺体の引渡しに応じないと非難している。インド軍は、拘留中の死亡を国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)に報告する義務を負わない。

中央政府、州政府及びインド軍は、不服申立てを調査し、自らの支配下にある軍の兵士が犯した人権侵害の事例の一部を処罰した。また、テロ関連の法律の下、反政府勢力を逮捕し、裁判にかけた。警察と準軍事組織は、人権侵害の告発の対象になった。2013年12月、軍は、2010年にカシミール(Kashmir)で起きた「エンカウンター・キリング」に関与した隊員2名と徴募兵4名の軍法会議を開いた。容疑者は、ライン・オブ・コントロール(Line of Control)(インドとパキスタンの支配を分ける450マイルの線)沿いのMachilで民間人3人を殺害し、被害者がパキスタンからの侵入者であると虚偽の報告をしたとされる。

国内紛争に起因する人権侵害の捜査と告発は遅々として進まず、件数も少ない。ジャンム・カシミール州市民社会連合(Jammu and Kashmir Coalition of Civil Society)は、2012年、軍による超法規的殺人が8件発生したと報告している。インド政府は、2013年末時点で、これらの殺害事件の告発又は公正な捜査を行っていない。中央捜査局(CBI: Central Bureau of Investigation)は、1998年8月にパキスタンとの国境にあるプーンチ(Poonch)地区で19人が殺害された事件の捜査を、2011年に被害者の家族が提出した請願に応じて開始した。高等裁判所は、関与したとされる警察官と軍兵士の告発を中央捜査局(CBI: Central Bureau of Investigation)に命じた。

非政府機関(NGO)は、軍が、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州で「国軍特別権限法(AFSPA: Armed Forces Special Powers Act)」に基づいて与えられている刑事免責を使用して、市民を殺害し続けていると報告している。

反政府勢力は、学校、道路、及び鉄道の線路を襲撃したと伝えられる。

殺害: 南アジア・テロリズム・ポータル(SATP)のデータベースによると、2013年、ナクサライト(Naxalite、毛沢東主義者)による武力闘争の結果、治安部隊の隊員110人、民間人158人、毛沢東主義者の民兵151人を含む419人が死亡した。これは、2012年の数字(治安部隊の隊員104人、民間人146人、毛沢東主義者の民兵117人)に比べ、増加している。紛争管理研究所(Institute for Conflict Management)は、2013年、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州で、治安部隊の隊員61人、民間人20人、テロリスト100人を含む181人が死亡したと報告した。

ナクサライト(Naxalite、毛沢東主義者)の影響下にある地域では、治安機関と反政府勢力双方の過度の武力行使が報告されている。例えば、2013年7月7日、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州警察は、ガドチロリ(Gadchiroli)地区のMendhari村で、ナクサライト(Naxalite)と見られる女性6人を殺害した。現地調査の後、人権NGOであるCoordination of

Democratic Rights Organization は、警察が、女性たちが投降を申し出た後、捕獲し、殺害したと訴えた。警察はこれを否定し、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州政府は、司法捜査を命じた。

2013 年 5 月 25 日、ナクサライト(Naxalite)は、南チャッティースガル(South Chhattisgarh)Bastar 地域の Jhiram Ghati(Darbha Valley)で、チャッティースガル(Chhattisgarh)州議会の選挙車列を待ち伏せ攻撃し、国民会議派(Congress Party)の活動家 29 人を殺害した。ナクサライト(Naxalite)は、チャッティースガル(Chhattisgarh)州知事の Nand Kumar Patel、国民会議派(Congress)の指導者 Mahendra Karma、及び、解散した反ナクサライト(Naxalite)準軍事組織サルヴァ・ジュドム(Salwa Judum)の創設者を誘拐、殺害した。これは、インド中央部のナクサライト(Naxalite)優勢地域において、ナクサライト(Naxalite)が政党に対して行った初めての攻撃である。マハーラーシュトラ(Maharashtra)州では、治安部隊の隊員 7 人、民間人 10 人、反政府勢力 28 人を含む 45 人が死亡した。2013 年、反政府勢力は、チャッティースガル(Chhattisgarh)州で 3 人、また、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州で 1 人、サルヴァ・ジュドム(Salwa Judum)の元メンバーを殺害した。(2011 年、最高裁判所はサルヴァ・ジュドム(Salwa Judum)の民兵組織を解散させた。)

誘拐: 人権団体は、軍、準軍事組織及び反政府勢力が、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州、マニプール(Manipur)州、ジャールカント(Jharkhand)州及びナクサライト・ベルト(Naxalite belt)で多数の人間を誘拐していると主張している。人権活動家らは、一部の身元の認識されていない囚人が、拘留中に拷問され、殺害されているのではないかと懸念している。

メディアの報告によると、マニプール(Manipur)州のクキ(Kuki)族の反政府グループが、2013 年 8 月 8 日、マニプール(Manipur)州の政府職員 2 人を誘拐した。反政府グループの身代金の要求は拒否されたが、その後、政府職員は解放された。

身体的虐待、処罰及び拷問: 政府の治安部隊が、拘留中の反政府勢力やテロリストと疑われる者に対し、拷問、強姦及び虐待し、デモ参加者を負傷させていることが報告されている。全ての紛争当事者が民間人を負傷させている。

2013 年 7 月 14 日、マニプール(Manipur)州タメンロン(Tamenglong)地区クハウパム(Khoupum)に配備された軍の第 8 ゴルカ大隊(Eighth Gorkha Squadron)は、Nailin Malangme という部族の男性を拷問したと伝えられる。Sachin 少佐の指揮下にある同大隊の隊員は、この男性を連れ、反政府勢力と疑われるグループの所へ案内させようとした。この男性が民兵組織の捜索に役立たないと判明すると、治安部隊は男性に目隠しをし、口

や鼻に水を注いだうえ、殴打したとされる。

児童兵士: ACHR: Asian Centre for Human Rights が 2013 年 3 月に「武力紛争への子ども
の関与に関する国連・子どもの権利委員会(UN Committee on the Rights of the Child on
the Involvement of Children in Armed Conflict)」に提出したシャドー・レポート(履行状
況の所見)は、オリッサ(Odisha)州、ジャールカント(Jharkhand)州、及び西ベンガル (West
Bengal) 州の州政府が、数千人の若者を特別警察官として徴用したと報じている。

反政府勢力は、民兵組織に児童を加入させているとされる。様々な報道機関や国連の報
告書によると、ナクサライト(Naxalite)は、2012 年、ビハール(Bihar)州、チャッティースガ
ル(Chhattisgarh)州、ジャールカント(Jharkhand)州、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州、
西ベンガル (West Bengal) 州及びオリッサ(Odisha)州で、児童を Bal Sangathan、又は「少年
隊(children's unit)」という部隊に入隊させた。反政府勢力は、家族に子どもを差し出すこと
を強制し、従わない場合は残酷な報復を行ったという。反政府勢力は、児童をスパイや密
使として訓練し、徐々に武器の使用、地雷と爆弾の設置、及び、諜報活動の訓練をした。

国連は全ての訴えを検証することはできなかったが、議会に提出された報告書において
同様の訴えを伝えている。毛沢東主義者の武装グループによる児童の徴兵と徴用は、2013
年も続いたとされる。ナクサライト(Naxalite)は、6～12 歳の児童を徴用していると報告され
ている。少年兵は、粗野な武器を持って戦い、又は情報提供者の役目を負った。12 歳とい
う若さの児童が、毛沢東主義者青年グループや、その同盟民兵組織のメンバーとなった。
少年兵は、武器を扱い、爆破装置を即興で作った。ナクサライト(Naxalite)は、子どもたち
を意志に反して拘束し、脱走した場合は家族を殺害するなどの深刻な報復をすると脅迫し
た。

少年兵に関する ACHR: Asian Centre for Human Rights の報告書によると、ナクサライ
ト(Naxalite)は、チャッティースガル(Chhattisgarh)州とマハーラーシュトラ(Maharashtra)州
の境界線近くの Abujmarh の森の中にある Wala 村の児童を強制的に徴用した。

政府筋によると、毛沢東主義者武装グループは、治安部隊との戦闘で、児童を人間の盾
として使っているとされる。

その他の紛争関連の虐待: 国際避難民監視センター(IDMC: International Displacement
Monitoring Center)は、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州、北東部諸州、及
びナクサライト・ベルト(Naxalite belt)の紛争により 54 万人が避難民となったと推定して
いる。

数万人のカシミール・パンディト(Kashimiri Pandit : 司祭階級の一つ)(ヒンドゥー教徒)が、1990年以降、紛争や分離主義者による脅迫のため、カシミール渓谷(Kashimir Valley)を逃れ、ジャンム(Jammu)地方、デリー(Delhi)州及び国内の他の地域に避難した。インド内務省(Ministry of Home Affairs)の2012~13年度年次報告書によると、59,442のカシミール・パンディト(Kashimiri Pandit)の家族が、故郷から離れたままである。

アッサム(Assam)州、マニプール(Manipur)州及びミゾラム(Mizoram)州における民族間の武力抗争により、2013年、数えきれない数の人々が避難を余儀なくされた。1993年に遡る過去のコミュニティ間の武力抗争によって発生した11万5,000人以上の国内避難民(IDPs: Internally Displaced Persons)も、未だに故郷に戻っていない。

インド中央部及び東部では、ナクサライト(Naxalite)(毛沢東主義者)反政府勢力と政府治安部隊が、部族所有の森林地帯における土地及び鉱物資源を巡って衝突を続けており、インドの28州中20州、626県中182県に影響を与えている。人権活動家らは、インド政府の軍事作戦が、ナクサライト(Naxalite)を鎮圧することだけを目的としているのではなく、商業開発を可能にするために、部族を土地から追い出すことも目的としていると主張している。

2006年のナクサライト(Naxalite)と州支援の民兵組織サルヴァ・ジュドム(Salwa Judum)との戦闘に巻き込まれて難民となった部族のために設置されたチャッティースガル(Chhattisgarh)州の国内避難民キャンプは、今も存在している。ノルウェー難民評議会(Norwegian Refugee Council)と国連が運営する国際避難民監視センター(IDMC: International Displacement Monitoring Center)が2013年3月に公表した統計によると、チャッティースガル(Chhattisgarh)州とアンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州を中心とするナクサライト(Naxalite)の影響下にある地域では、少なくとも14万8,000人が国内難民(IDPs)となった。村に帰還した避難民の人数は、報告書によって異なる(第2節d.を参照のこと)。

ニューヨーク法科大学院(New York University School of Law)国際人権クリニック(International Human Rights Clinic)は、オリッサ州(Odisha)州政府が、POSCOという韓国の企業が実施した大規模な鋼鉄関連プロジェクトを後援する際に、多少の人権侵害を犯したと報告している。これには、平和的な抗議活動家の集団を武力で離散させたこと、また、同プロジェクトに反対する活動家や市民を不法に拘束したことが含まれる。報告によると、多くの村が封鎖され、2万2,000人ほどが土地を追われ、普段の生活を失った。伝えられるところによると、非政府機関(NGO)は、2013年2月、少なくとも30人の女性が、

医師の治療を絶対的に必要としているにも係わらず、警察が村を封鎖しているため、また、武力行使又は恣意的逮捕の脅威があるため、紛争地域を出ることができないでいる。国際的な非政府(NGO)協会である Observatory for the Protection of Human Rights Defenders は、2013年5月11日に同プロジェクトの反対派 Abhay Sahoo が恣意的に逮捕されたとして、これを非難した。警察は、Sahoo が、プロジェクト実施地域で、3人が死亡した爆破事件に関与したとしている。当局は以前にも Sahoo を数回逮捕したことがあるが、裁判にかけたことは一度も無い。

第2節 以下の各権利を含む市民的自由の尊重

a. 言論及び報道の自由

憲法は、言論及び表現の自由を保障しているが、報道の自由に関しては明示的に言及していない。インド政府はこれらの権利を概ね尊重している。

言論の自由: 一般的に、個人は、報復されることなく公然と又は内密に政府を批判することができる。しかしながら、政府は、政府に対する批判を阻止するため、市民を逮捕している。例えば、2013年5月12日、アンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州オンゴール(Ongole)の警察は、市民的自由の女性活動家 Jaya Vindhyala を2000年「情報技術法(Information Technology(IT) Act)」第66条Aに基づいて逮捕した。当局は、Vindhyala が、自身の Facebook で、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州知事 K. Rosaiah とアンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州の政治家 A. Krishna Mohan に対する「不愉快で中傷的な」コメントを掲載したとしている。Vindhyala は、2013年5月14日に保釈を認められたが、2013年末時点で、この事件は未決である。市民的自由のグループ(Civil liberties groups)及び人権擁護家は、Vindhyala の逮捕は地元の政治家による不法活動に対する公然とした批判が原因であるとしている。

報道の自由: 独立メディアは活発に活動し、制限なく幅広い見解を表明している。独立系の新聞や雑誌は定期的に発行されており、独立系テレビ局は、政府による悪行の疑いなど、調査報道を放送している。メディアは、概ね人権を擁護し、政府が犯したと疑われる人権侵害を批判している。AMラジオの放送は、依然として政府が独占している。FMラジオ局を民間が所有することは合法であるが、ライセンスは、娯楽と教育の内容の放送のみ認可している。ラジオを例外として、外国メディアはほぼ自由に活動している。広く普及している民間衛星テレビは、国営テレビネットワークのドゥールダルシャン(Doordarshan)の競争相手となっている。

2012年9月、ムンバイ(Mumbai)州警察は、2011年に、議会、及び国家的シンボルであ

るアショカ王の柱(Ashoka Pillar)を嘲った漫画を展示した容疑で、漫画家のアシーム・トリヴェディ(Aseem Trivedi)を逮捕した。ムンバイ(Mumbai)州警察は、当初、刑法第 124 条(A)に基づく扇動罪で、また、「情報技術法(Information Technology(IT) Act)」に基づくウェブサイト上で漫画を表示した罪で、更に、1971 年「国家象徴法(National Emblem Act)」に基づく国家的シンボルの侮辱罪で、トリヴェディ(Trivedi)を起訴した。世論の批判が広がったことを受け、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州政府は、扇動罪に基づく起訴を撤回し、トリヴェディ(Trivedi)を保釈したが、「国家象徴法(National Emblem Act)」及び「情報技術法(Information Technology(IT) Act)」に基づく起訴は撤回しなかった。2013 年 2 月、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州政府は、刑法第 294 条(他者を不快にする猥褻な劇と歌)と 295 条(任意の礼拝所を破壊する、損壊する、又は汚す行為)、及び「Prevention of Insults to National Honour Act, 1971」の複数の条項に基づく罪で、トリヴェディ(Trivedi)を新たに起訴することを発表した。但し、当局は、新しい罪でトリヴェディ(Trivedi)を逮捕してはいない。

タミルナードゥ(Tamil Nadu)州の検察官は、州首席大臣 J. Jayalalithaa の名誉を傷付けたとして、*Hindu* 紙の当時の編集者 Siddharth Varadarajan を訴えた。同紙は、「*Vishwaroopam*」という映画の放映禁止に関わった州首席大臣 J. Jayalalithaa と俳優 Kamal Haasan の名誉を傷付けたとされる対立政党ドラヴィダ進歩連盟(DMK:Dravida Munnethra Kazagam)の党首 M. Karunanidhi の発言を掲載した。2013 年 7 月 2 日、主任判事は、Varadarajan に対し、保釈の認められない逮捕状を発行したが、Varadarajan は逮捕されなかった。

暴力と嫌がらせ: 2013 年、ジャーナリストらがその報道内容の結果として、暴力と嫌がらせを受けたことが報告されている。例えば、2013 年 4 月 18 日、チャッティースガル(Chhattisgarh)州市議会議員で、インド人民党(BJP: Bharatiya Janata Party)に属する Ashish Tamrakar とその支持者が、ヒンドゥー系新聞 *Patrika* 紙のコルバ(Korba)を拠点とする Praveen Tripathi 局長を、市議会の汚職に関する一連の報道を執筆したとして襲撃した。警察は、2013 年 6 月 8 日、Tamrakar を逮捕した。

2013 年 6 月 7 日、西ベンガル(West Bengal)州バラックポール(Barrackpore)の全インド草の根会議派(Trinamool Congress Party)の活動家が、ジャーナリスト 2 人を襲撃した。ジャーナリストは、2 人とも、全インド草の根会議派(Trinamool Congress Party)と州政府に批判的であるとして知られるベンガル(Bengal)の報道局に勤務しており、地域で報告された全インド草の根会議派(Trinamool Congress Party)による暴力的な派閥争いを報道していた。当局は、この事件に関連して 13 人を逮捕した。2013 年末時点で事件は未解決である。

検閲又は内容の制限: 法律は、宗教的感情を害す、又は集団間の敵意を煽る可能性のある内容の出版を禁じている。各州政府は、扇動的であり、人種間又は宗教間の緊張を刺激し、そうであると政府の検閲官が見なす内容を含むことを理由に、いくつかの書籍の輸入又は州内での販売を禁止した。例えば、「関税法(Customs Act)」に基づき、サルマン・ラシュディ(Salman Rushdie)の「*悪魔の詩(The Satanic Verses)*」を輸入することは、依然として違法である。

コルカタ(Kolkata)にあるインド中央検定委員会(Central Board of Film Certification)は、ベンガル(Bengal)の映画「*War Cry of Beggars*」の認可を拒否した。同映画の監督は、インド中央検定委員会(Central Board of Film Certification)が、全インド草の根会議派(Trinamool Congress Party)政府が西ベンガル(West Bengal)州シンガー(Singur)で土地を取得したことに反対する活動に関する映画中のコメントに不満を持ったとしている。当局は、この映画を一部カットした上で、2013年3月に認可した。

活動家らは、ハイデラバード(Hyderabad)で2013年9月7日～12日に開催された映画祭「*Kashmir Before Our Eyes*」に介入した。9月7日、ヒンドゥー教の活動家らは、映画を放映する予定であったスタジオを破壊した。一方、警察は、9月10日に文化センターで行われる予定であった別の映画の放映を禁止したとされる。検閲委員会は、全ての映画を認可していた。

名誉棄損法/国家安全保障: タミルナードゥ(Tamil Nadu)州政府は、映画「*Vishwaroopam*」がコミュニティー間の緊張をもたらす可能性があるとして指摘し、その放映を禁止した。同映画は、イスラム教徒のテロリスト集団が、攻撃を実行する前に祈禱するシーンを含んでいた。州政府は、いくつかのイスラム教組織の指導者と俳優兼プロデューサーとの間で調停を仲介した。俳優兼プロデューサーは、7つのシーンを編集することに同意した。

インターネットの自由

2011年の国勢調査によると、総人口の6.3%が家庭内でデスクトップ・コンピュータ又はノートパソコンを所有しており、そのうち半分がインターネットを利用している。より多くの市民がサイバー・カフェや携帯電話を通じてインターネットを利用している。

業界専門家によると、インドの国民の約10%がインターネットを利用している。ある独立したBBCレポートは、1億2,100万人がインターネットに接続していると報じた。インド電信統制局(Telecom Regulatory Authority of India)によると、2012年～13年度中、2億人が新規にモバイル・ユーザーとして登録した。

インド政府は、インターネットへのアクセスを一部制限し、時として、チャットルームや個人対個人の通信など、デジタル・メディアのユーザーを監視していると報告されている。「情報技術法(Information Technology(IT) Act)」は、政府がインターネット・サイトやそのコンテンツを遮断することを認めており、政府が扇動的又は侮辱的であると見なすメッセージをユーザーが送信することを違法としている。中央政府と州政府の両方が、コンピュータ情報の遮断、傍受、監視又は解読に関して指示を出す権限を持っている。2013年4月、セントラル監視システム(Central Monitoring System)が稼働し、いくつかの機関が、通信の当事者又は裁判官に通知することなく電子通信をリアルタイムで監視することが可能になった。

インド政府は、インターネット会社に対し、ユーザーに関するデータの開示を求めている。Facebookの8月版透明性レポート(transparency report、政府からのコンテンツ削除要求などの情報を報告する)によると、2013年前半、政府はユーザー情報の開示を3,245回求めている。Facebookは、これらの要求のうちの約半数で、応じるに足る正当な理由を確認できた。Googleも、最新の透明性レポートで、政府によるユーザー情報の開示要求が安定して増加していることを強調した。

インド政府によるインターネットのコンテンツに関する規則では、「有害」で「侮辱的な」コンテンツを含む多くの種類のコンテンツを禁止している。禁止されたコンテンツが表示されるのは、サーチ・エンジンの責任とされる場合である。サイバー・カフェは、監視カメラを設置し、利用者の閲覧記録を政府に提出することを義務付けられている。

2013年4月29日、ムンバイ(Mumbai)市に拠点を置く消費者レビューのウェブサイトMouthShut.comは、インドの「IT規則(2011)(IT Rules)」の無効化を求める請願を提出した。最高裁判所は、請願提出後の2013年5月、中央政府と連邦政府に対して複数の通知を送った。MouthShut.comは、「IT規則(IT Rules)」が表現の自由を制限していること、オンライン・コンテンツに関する「許可される/許可されない」の定義が曖昧すぎることを主張し、オンライン・コンテンツを扱うインターネット中継会社の法的責任の免除を求めた。MouthShut.com及びその他のインターネット会社は、警察からコンテンツの削除やウェブサイトレビューを投降した者の身元の開示を求める数多くの通知を受けていた。

2013年2月、グワーリヤル(Gwalior)の地元裁判所は、ある私立教育機関の正当性と評判を疑問視する70以上のユニフォーム・リソース・ロケーター(URL)について遮断命令を発行した。遮断命令処分を受けたものの中には、同教育機関が認可された機関ではないと断定する、ある政府系ウェブサイトも含まれている。遮断要求が容易に認められたことは、

インターネットの自由を擁護する者からの批判を誘発した。

政府が容易にユーザー情報にアクセスするためのサーバーを、強制的に国内に設置するよう求めるため、インターネット会社に対するいくつかの公益訴訟(PIL)が様々な裁判所に提出された。これらの事例は様々な政府役人と関連しているという報告がある。

デリー(Delhi)高等裁判所は、最近の聴聞会で、国内法がソーシャル・ネットワークのサイトやサーチ・エンジンに制限を設け、全てのインターネット会社に対し、政府からの継続的なユーザー情報開示の要求に対応する担当者の役割を果たす苦情処理係の氏名と連絡先情報を、ウェブサイトに掲載するように指示した。

インド通信・情報技術省(Ministry of Communication and Information Technology)が、2012年後半に、「情報技術法(Information Technology(IT) Act)」を綿密に見直すことを公的に宣言したにも係わらず、同法実施に関するガイドライン、及びその規則に関する見直しは、未だに実施されていない。

学問の自由と文化的行事

インド政府は、一部の専門家や研究者の旅行と活動を制限し続けている。インド人的資源開発省(MHRD: Ministry of Human Resources Development)が発行した学術指針は、全ての国立大学に対し、セミナー、会議、ワークショップ、外部講師の講義及び研究など、「あらゆる形式の外国との共同研究、及びその他の国際的学術交換活動」を企画する前に、同省の許可を取得することを義務付けている。ほとんどの場合、同省は、国際的学術交換を許可している。

地元メディアは、サルマン・ラシュディ(Salman Rushdie)が、州政府の反対及び警察が発行した最後通牒のため、2013年1月に予定していたコルカタ(Kolkata)への訪問を中止したと報じた。ラシュディ(Rushdie)は、映画「真夜中の子供たち(Midnight's Children)」のプロモーションのため、コルカタ(Kolkata)を訪れる予定であった。

2013年7月29日、マドラス大学(Madras University)は、イスラム教徒の客員研究者 Amina Wadud による「イスラム教社会におけるジェンダーと改革(Gender and Reform in Islam)」という題目の講演を中止した。大学側は、中止の理由として、イスラム教徒による反対を考慮し、法と秩序の問題が発生する可能性に関して警察から警告があったとしている。

b. 平和的集会及び結社の自由

法律は、集会及び結社の自由を保障しており、政府はこれらの権利を概ね尊重している。

集会の自由

法律は、集会の自由を規定している。当局は、通常、パレード又はデモ行進の前に、政府の許可を得て、通知を行うことを義務付けており、地方自治体は、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州を除き、平和的な抗議活動を行う権利を概ね尊重している。ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州では、州政府は、時折分離主義政党の公開集会を許可せず、治安部隊は、平和的な抗議活動に参加した分離主義者を拘束・暴行する場面がある(第1節 g. を参照のこと)。市民の緊張が高まっている期間、当局は、刑事手続法を適用して公開集会を禁止するか、夜間外出禁止令を発令するなどの行為を行った。

国際会議の開催には制限が設けられている。非政府機関(NGO)は、国際会議を企画する前に、インド内務省(Ministry of Home Affairs)から許可を得ることを義務付けられている。一般的に、当局は許可を与えるものの、手続きには長い時間を要する。人権団体は、この慣行により、政府が非政府機関(NGO)の活動を政治的に支配し、集会及び結社の自由が制限されていると主張している。

結社の自由

法律は、結社の自由を保障しており、政府は概ねこれを尊重している。但し、外国が出資した会議の開催に対しては制限が存在し、こうした会議を開催するには、インド内務省(Ministry of Home Affairs)及び会議の議題に関係する省庁の双方から許可を得なければならない。

非政府機関(NGO)は、厳しい制限を設けている「外国貢献規制法(FCRA: Foreign Contributions Regulation Act)」について、不満を示し続けている。同法は、外国から資金を受けて政治的な活動又は「政治的な性質を持った」活動に携わっている非政府機関(NGO)の活動を阻止し、音声ニュースや音声付き動画ニュース、又は時事関連の番組を制作している政治組織や政治集団が外国から資金を得ることを禁止している。人権団体は、「政治的な性質を持った」の定義が曖昧であることに関して懸念を示し、同法が恣意的に適用されることも考えられると述べた。活動家らは、外国資金の受け入れに関する厳しい制限が、非政府機関(NGO)の独立性を損なうと考えている。また、活動家らは、政治家が所有する非政府機関(NGO)が、外国からの資金を受け続けているとして非難した。

デリー(Delhi)高等裁判所は、令状の請願に応じ、700以上の草の根的組織と人民活動のネットワークである Indian Social Action Forum の「外国貢献規制法(FCRA: Foreign Contributions Regulation Act)」に基づくライセンスについて、「公益を損なう」活動を行ったとして、詳しい説明なしに取り消すとするインド内務省(Ministry of Home Affairs)の命令を無効にした。インド内務省(Ministry of Home Affairs)は、2013年4月30日に同機関の銀行口座を凍結し、ライセンスを取り消していた。高等裁判所は、インド内務省(Ministry of Home Affairs)の命令を却下し、政府がライセンスを取り消すことができるのは、取消し理由を書面に記載し、取消し命令書そのものに添付した場合のみであるという裁定を下した。

c. 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/drl/irf/rpt

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律は、国内の移動、海外渡航、外国への移住及び外国からの帰還の自由を保障しており、政府はこれらの権利を概ね尊重している。

政府は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び他の人道団体に概ね協力的であり、ほとんどではないが、一部の国内避難民(IDPs)、難民、帰還難民、庇護申請者、無国籍者及び他の問題を抱える人々に対し、保護と支援を提供している。インド政府は、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)に対し、一般的に、非隣接国からの庇護申請者及び難民の支援のみ許可している。インドは多くの難民を受け入れている。

国内の移動: 中央政府は、アルナーチャル・プラデーシュ(Arunachal Pradesh)州及びジヤムム・カシミール(Jammu and Kashmir)州の一部地域へ旅行する国民及び外国人に対し、特別許可を取得することを引き続き義務付けている。州政府は、これらの地域に旅行する国民に対し、到着した時点で特別許可を得ることを義務付けている。

治安部隊は、ニューデリー(New Delhi)での公的行事の前、又は大規模なテロ攻撃の後に、主にカシミール渓谷(Kashmir Valley)の紛争地域の検問所で、自動車の乗員をボディチェックし、尋問することが多い。

海外渡航: インド政府は、国外で「国家の主権及び統一性」に有害な活動に関与する可能性があると考えられるパスポート申請者に対して、パスポートの発給を合法的に拒否することができる。

ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州の市民は、インド外務省(Ministry of External Affairs)からパスポートの発給又は更新を受けるまで、多くの場合、2年間と待たされる。インド政府は、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州に配備中の軍将校に生まれた子どもを含め、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州生まれのパスポート申請者に対し、パスポートの発給前に、追加精査、賄賂の要求及び警察による身元確認などの行為を行っている。

ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州政府は、カシミール(Kashmir)に住む10代の女性 Sufaira Jan に対し、1995年に投降した元民兵である叔父に関して州の犯罪捜査局が保持する記録に基づき、パスポートの発給を拒否した。Sufaira Jan は、1年間の奨学金留学生に選ばれていた。メディアから圧力を受けたこともあり、詳細な身元確認を経て、インド政府はこの女性にパスポートを発給した。

国内避難民(IDPs)

インド国内の様々な場所には、ジャンム・カシミール(Jammu Kashmir)州、ナクサライト・ベルト(Naxalite belt)、北東諸州(第1節 g. を参照のこと)及びグジャラート(Gujarat)州における国内武力紛争により故郷を追われた者を含む、国内避難民(IDPs)の集団がいくつか存在している。国際避難民監視センター(IDMC: International Displacement Monitoring Center)の2012年の統計によると、地域紛争により、少なくとも50万6,000人が避難した。避難した人数や帰還した人数を把握している中央政府機関は存在せず、また、人道機関や人権団体は難民キャンプ及び紛争地域への立ち入りが困難であるため、紛争又は武力行使により避難を余儀なくされた人々の正確な人数を推定することは難しい。公式の国内避難民(IDP)キャンプで暮らす者は登録されているが、キャンプ外で暮らす者の数は不明である。多くの国内避難民(IDPs)が、食糧、清潔な水、住宅及び医療サービスを十分に得られない。本来の居住地に帰還した国内避難民(IDPs)は、避難を理由に不利な立場に置かれることや、差別を受けることが多い。

Centre for Policy Analysis に提出された現地調査団の報告書によると、2013年8月27日、ウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州 Muzaffarnagar のヒन्दゥー教徒とイスラム教徒のコミュニティーの間で衝突が起こり、4万2,000人以上の人々が避難を余儀なくさ

れた。州政府は、約 9,000 の家族から成る反乱の被害者のために、ムザッフアルナガル(Muzaffarnagar)及びシャムリ(Shamli)地区に救援キャンプを設営した。

国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)のチームが、2013年10月と12月に、政府による避難民の救済と復興の取組みを評価した。同委員会は、約40人の子どもが、救済キャンプで極寒のために死亡したことを報告し、州政府に対していくつかの提言をした。提言には、キャンプで死亡した人の家族に賠償金を支払うこと、十分な衣服と毛布を提供すること、避難民全員の氏名と住所を登録すること、飲料水を配給すること、衛生状態を改善すること、及び、定期的な診察を行うことが含まれている。州政府の職員は、避難民の家族に適切な賠償金を支払ったこと、また、キャンプで暮らす人々に十分な毛布、飲料水、診察サービス及び無料の医薬品を提供したことを主張した。しかし、メディアや市民社会活動家らは、キャンプの状態が「非衛生的で非人間的な水準である」と報告している。2013年12月27日、州政府は、反乱の被害者の移転を開始した。移転の対象となった避難民の一部は、適切な代替住居や賠償金を提供されることもなく、キャンプから強制的に移動させられたと主張している。地域を訪れたジャーナリストは、Loi 救援キャンプで、ブルドーザーが約30のテントを解体したと証言している。公式な情報筋によると、2013年末時点で、4,783人がムザッフアルナガル(Muzaffarnagar)及びシャムリ(Shamli)の救援キャンプで暮らしているという。

毛沢東主義者に対する準軍事的作戦により、チャッティースガル(Chhattisgarh)州ダンダカランヤ(Dandakaranya)の森に住む Gutti Koya 族が避難を余儀なくされ、隣接するアンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州カンマム(Khammam)地区及びワランガル(Warangal)地区に移動した。カンマム(Khammam)地区で Gutti Koya 族の支援にあたっているある活動家は、部族に属する人々1万6,000人がアンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州に落ち着き、その他は2つの州の間を移動していると推定した。数人の地元の役人が、食糧の配給、「National Rural Employment Guarantee Act」に基づく仕事の提供、「教育を受ける権利(Right to Education)」プログラムに基づく Gutti Koya 族の児童への教育の提供、及び、医療サービスの提供など、散発的な支援を行った。

2012年にアッサム(Assam)州で起きた武力闘争により避難を余儀なくされた45万人近くのほぼ全員が、2013年末までに故郷の村に帰還した。アッサム(Assam)州政府は、武力闘争のピークに設営された270以上の救援キャンプを、6つを除いて閉鎖した。州政府は、2万ルピー(325ドル)の賠償金を支払い、避難民の帰還を支援した。帰還者の多くは、治安部隊に保護された地域で、仮設住宅又はテントで暮らしている。

Centre for Social Justice による 2013年版調査書「*Study on Internally Displaced*

「Persons of India」は、2002年にグジャラート(Gujarat)州で起きたコミュニティー間の紛争から10年を経て、グジャラート(Gujarat)州の86カ所の居留地には、3,964国内避難民の家族が暮らしており、これらが全てイスラム教徒であるとしている。同調査書は、国内避難民(IDPs)の30%が何ら支援を受けておらず、残りの国内避難民(IDPs)も十分な賠償金を得ていないとしている。当初、国内避難民(IDPs)の存在を否定していたグジャラート(Gujarat)州政府は、中央政府から賠償金の支払いを命じられたにも係わらず、支払いを滞らせている。また、州政府は、身元の判明している国内避難民(IDPs)に対し、様々な社会福祉プログラムに基づく権利を否定している。キャンプには、飲料水、電力、衛生、医療及び教育など、基本的な設備が整っていない。以前の職業又は土地を失い、ほとんどの避難民は臨時労働者として働いている。

チャッティースガル(Chhattisgarh)州の反政府運動で避難民となった先住民族に関する推定は、調査によって異なる。国際避難民監視センター(IDMC: International Displacement Monitoring Center)は、14万8,000人の国内避難民(IDPs)がインド中央部で暮らしていると推定した。そのほとんどはチャッティースガル(Chhattisgarh)州からアンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州に移動した人々である。複数の報告書によると、チャッティースガル(Chhattisgarh)州政府は、アンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州のキャンプに住む国内避難民(IDPs)をチャッティースガル(Chhattisgarh)州の市民と認定せず、アンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州政府もほとんど支援を行っていない。

南チャッティースガル(South Chhattisgarh)、特に「解放された区域(liberated zone)」と呼ばれるダンチュワード(Dantewada)の国内避難民(IDPs)に対し、政府は支援や支給品をほとんど又は全く提供していない。国内避難民(IDPs)は、十分な食糧、飲料水及び医療サービスを提供されず、教育を受けることもままならない。Centre for Social Justiceによる2013年版調査書「*Study on Internally Displaced Persons of India*」によると、国内避難民(IDPs)は、仮設住宅に住み、毛沢東主義者を支援していると治安機関に決め付けられ、虐待を受けているという。

インド政府は、武力闘争又は民族、コミュニティー間の紛争によって生じた国内避難民に対処するための国家政策や法律を持たない。国内避難民(IDPs)を支援する責任は、州政府及び地区自治体に委ねられているため、サービスの格差や責任の放棄が発生している。州レベル、又は地区レベルの支援は、提供されたとしても場当たりの、不十分である場合が多かった。中央政府は、国内避難民(IDPs)に対する多少の支援を行い、国内避難民(IDPs)が非政府機関(NGO)や人権団体から支援を受けることを認めているが、そうした支援及び支援の許可のいずれも、すべての国内避難民(IDPs)又はすべての状況において標準的な水準に達していない。

難民の保護

「1946年外国人法(Foreigners' Act 1946)」には、「難民(refugee)」という用語が含まれておらず、難民をその他の外国人と同様に扱っている。同法の下、有効な旅行文書又は住民票を持たずにインド国内に滞在していることは犯罪であり、有効な文書を持たない難民は、送還及びその他の虐待の対象となっている。2013年、インド政府が難民を送還したという報告は無かった。インド政府は、一般的に、追放処分、又は、人種、信教、国籍、特定の社会的集団への所属、若しくは政治見解を理由に生命や自由が脅かされる国への送還処分から、難民を保護している。

庇護の申請: 法的枠組を持たないインド政府は、人道的理由に基づき、また国際法に従って、場当たりに庇護を許可し、難民の地位を認定している。しかし、この方法は、難民グループ間で保護基準の格差を生み出した。インド政府は、チベット及びスリランカからの難民は認めているが、その他の国からの個人に関しては、難民の地位の認定に関する国連難民高等弁務官事務所(UHCR)の決定を尊重している。インドには、112の難民キャンプで暮らす15万人のチベット人や6万8,000人以上のスリランカ人を含む27万2,000人以上の難民と、キャンプ以外で暮らす3万2,000人の難民がいる。ニューデリー(New Delhi)の国連難民高等弁務官事務所(UHCR)に登録されている3,811人の庇護申請者、及び22,079人の難民のほとんどは、ミャンマーやアフガニスタン出身者である。国連難民高等弁務官事務所(UHCR)とその提携機関によると、少数の難民と庇護申請者が、生活費が安く、職を得やすいブネ(Pune)やハイデラバード(Hyderabad)などの都市部に居住している。非政府機関(NGO)は、更に8万人から10万人のミャンマー・チン(Burmese Chin)族の難民が、ミゾラム(Mizoram)州に居住していると報告している。

国連難民高等弁務官事務所(UHCR)は、インド国内で公式の地位を与えられていないが、インド政府は、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)の職員に対し、都市中心部にいる難民との接触を許可し、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州に地方事務所を置き、スリランカ難民の自主的な帰還を支援することを認めている。政府当局は、スリランカ難民キャンプ、チベット人居住区又はミゾラム(Mizoram)州にいる庇護申請者に直接接触することは認めていないが、ミゾラム(Mizoram)州の庇護申請者がニューデリー(New Delhi)に出向き、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)の職員に面会することは認めている。インド政府は、一般的に、非政府機関(NGO)、国際人道団体及び外国政府に対し、スリランカ難民キャンプ及びチベット人居住区への立ち入りを認めているが、ミゾラム(Mizoram)州にいる庇護申請者に接触することは認めていない。国連難民高等弁務官事務所(UHCR)は、チン(Chin)族を中心とするニューデリー(New Delhi)に居住する約3,000人から4,000人のミャンマー人に

対し、難民の地位を認定し、支援しているが、北東諸州に住むこれより多くのチン(Chin)族に接触することは認められていない。国連難民高等弁務官事務所(UHCR)は、ミャンマー出身の難民 5,600 人と庇護申請者 4,000 人が、ニューデリー(New Delhi)の事務所に登録されており、未登録の者が更に数万人いると推定している。

市民の自由のための住民連合(People's Union for Civil Liberties)は、インド政府が、2013 年 8 月、違法なテロ組織であるタミル・イーラム解放のトラ(Liberation Tigers of Tamil Eelam)と繋がりを持つと疑われる 3 人のスリランカ難民の送還を命じたと指摘した。同住民連合は、州首席大臣に対し、送還の中止を求めた。

スリランカの内戦終了後、インド政府は、スリランカ出身者を難民として登録することを廃止した。キャンプ外で暮らす 3 万 2,000 人近くのスリランカ難民が、地元警察に登録した。タミルナードゥ(Tamil Nadu)州政府は、スリランカ難民が自主的に帰国するための出国許可を発行し、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)を支援した。国連難民高等弁務官事務所(UHCR)によると、2013 年 1 月から 8 月までの間に、520 人が自主的に帰国した。

難民に対する虐待: ドメスティック・バイオレンス、性的虐待及び早婚の問題は依然として存在する。スリランカ難民キャンプでは、性別に基づく暴行や性的虐待が蔓延している。都市部に住む難民の多くが、インフォーマル・セクターや露天商などの非常に人目に付く職業に就いており、警察による脅迫、また、賃金不払いや搾取の対象となっている。

雇用: 非政府機関(NGO)である Adventist Development and Relief Agency によると、地元の情報技術(IT)企業は、数人の難民をホワイト・カラーの職に内定させたが、その後、難民であることを理由に、採用を中止した。

基本的サービスの利用: ミゾラム州(Mizoram)州に住む 8 万から 10 万人のミャンマー・チン(Burmese Chin)族庇護申請者は、一般的に、住宅、教育及び医療サービスを比較的に利用し易い状況にあると報告されている。しかし、ほとんどのチン(Chin)族難民は、法的地位を持たず、合法的に働くことができないため、基本的な生活に必要な収入を得られず、虐待、差別及び嫌がらせの対象にもなり易い。

インド政府は、認定された難民と庇護申請者に対し、住宅、初等・中等教育、医療サービス及び司法サービスを概ね認めているが、その利便性は、州や人口により異なる。難民は就労する法的権利を持たないため、一般的にインフォーマル・セクターで働いている。2012 年、インド政府は、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)が認定した難民と庇護申請者に対し、就労する権利と高等教育を受ける権利を付与される長期ビザの申請を認め始め

た。国連難民高等弁務官事務所(UHCR)は、2,500 通以上の長期ビザ申請書簡をインド政府に提出したが、当局は、限定的な数の難民にのみ、長期ビザを発行した。

無国籍者

法律によると、国籍は両親に由来し、インド国内で生れても、インド国籍は保障されない。1950年1月26日以降、1987年7月1日より前にインドで生まれた者は、出生によって国籍を与えられた。1987年7月1日以降にインドで生まれた者は、両親のいずれかが、その出生時にインド国民であった場合、インド国籍を与えられた。2004年12月3日以降にインドで生まれた者は、その出生時に、少なくとも両親のいずれか一方がインド国民であり、かつ、他方が違法移民でなかった場合にのみ、国籍を与えられる。1992年12月10日以降にインド国外で生まれた者は、両親のいずれかが、その出生時にインド国民であった場合、インド国民と見なされたが、2004年12月3日以降にインド国外で生まれた者は、出生日から1年以内にインド領事館に出生登録しない限り、インド国民とは見なされない。一定の状況下で、連邦政府の許可を得られた場合にのみ、1年を経過していても登録が可能である。国籍は、インドに12年以上居住した後に、特定カテゴリーへの登録と帰化を通じて取得することもできる。チベット民族は、法律の定める要件を満たしていても、国籍を取得しにくい場合がある。

国連難民高等弁務官事務所(UHCR)や非政府機関(NGO)によると、インドには無国籍者が多くいるが、その正確な数字は推定されていない。無国籍者には、数十年前に現在のバングラデシュから移住したチャクマ族(Chakmas)やハジョン族(Hajongs)、及び1947年の印パ分離独立で影響を受けた集団が含まれる。

約7万人の国籍を持たないバングラデシュ出身のチャクマ族(Chakmas)が、アルナーチャル・プラデーシュ(Arunachal Pradesh)州に住んでいる。

国連難民高等弁務官事務所(UHCR)及び難民擁護団体は、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州に住む約10万人のタミル系スリランカ人難民のうち2万5,275人が、「丘陵地帯(hill country)」のタミル人であると推定している。スリランカの法律は、「丘陵地帯(hill country)」の難民に対し、宣誓供述書を提示することによってスリランカ国籍を証明することを認めているが、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)は、スリランカ政府がこれらの書類を処理するまで、こうした難民は、無国籍者と判断される可能性があると考えている。タミルナードゥ(Tamil Nadu)州当局及びインドに派遣されているスリランカ外交団は、インドに住むタミル系スリランカ人難民に生まれた子どもたちをスリランカ国民として登録する協力プログラムを実施している。

第3節 政治的権利の尊重：自らの政府を交代させる権利

憲法は、自らの政府を平和的に交代させる権利を国民に保障しており、国民は、普通選挙権に基づき、定期的に、自由に、且つ公正に行われる選挙を通じて、この権利を行使している。

選挙及び政治への参加

最近行われた選挙: インドは、2009年に5段階の総選挙を実施し、その有資格有権者数は、7億1,400万人であった。国家治安部隊と地方治安部隊は、比較的円滑な選挙の実施に貢献したが、投票に関連した暴力で65人が死亡した。マンモハン・シン(Manmohan Singh)首相が率いるインド国民会議派(Congress party)主導の統一進歩同盟(United Progress Alliance)連立政権が、引き続き第2期の政権の座を務める結果となった。

2013年、トリプラ(Tripura)州、メガラヤ(Meghalaya)州、ナガランド(Nagaland)州、カルナータカ(Karnataka)州、デリー(Delhi)市、ラジャスターン(Rajasthan)州、マイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州、チャッティースガル(Chhattisgarh)州、及びミゾラム(Mizoram)州で、選挙が行われた。これらの選挙は概ね平穏に行われ、大規模な暴力は発生しなかった。

2013年5月25日、150人近くの反政府主義者が、チャッティースガル(Chhattisgarh)州でインド国民会議派(Congress Party)の車列を襲撃し、17人が死亡し、元首相のV. C. Shuklaを含む20人が負傷した。インド内務省(Ministry of Home Affairs)の局長兼局次長(Joint Secretary)M. A. Ganpathyは、ニューデリー(New Delhi)の報道局に対し、死傷者のほとんどがインド国民会議派(Congress Party)の指導者や党员であると語った。

西ベンガル州選挙管理委員会(West Bengal Election Commission)は、州の地方議会選挙の第3ラウンドにおいて、候補者の15%が対立候補無しで当選したことを「懸念される問題」と述べた。第1党の全インド草の根会議派(Trinamool Congress Party)が、議席の約95%を獲得した。対立政党は、候補者が選挙運動を禁止された、又は推薦を受け付けられなかったと主張し、政治関連の暴力が増加していると訴えたが、全インド草の根会議派(Trinamool Congress Party)はこれを否定した。

女性及びマイノリティーの政治参加: 法律は、地方議会の議席の3分の1を女性に確保することを義務づけている。宗教的、文化的、及び伝統的な習慣や概念、更には構造的障壁が、女性が男性と同じ基準で政治生活に参加することを妨げている。それでも、女性は、

大臣(12人)、国会議員(下院議員 62人、上院議員 28人)、最高裁判所判事(2人)、及び州首席大臣(3人—デリー(Delhi)、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州、及び西ベンガル(West Bengal)州)など、多くの重要な公職に就いている。女性は、インド全国で、あらゆるレベルで政治に参加している。

ケーララ(Kerala)州とオリッサ(Odisha)州は、以前から女性のために確保されていた村議会の50%の議席に加え、都市部自治体評議会の50%の議席を女性に確保している。また、アッサム(Assam)州、ビハール(Bihar)州、チャットティースガル(Chhattisgarh)州、マイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州、及び西ベンガル(West Bengal)州は、地方議会の議席の50%を女性のために確保している。

憲法は、歴史的に疎外されてきた集団を保護し、下院での議席を確保するため、各州は州内での人口比に応じて指定カースト(SCs: Scheduled Castes)及び指定部族(STs: Scheduled Tribes)の議席を留保しなければならないと規定している。これらの集団に所属する候補者だけが、議席の確保された選挙区で選挙を争うことができる。2009年の選挙では、指定カースト(SCs)の候補者に84議席が、指定部族(STs)の候補者には47議席が確保され、下院の総議席数の24%を占めていた。マイノリティーのメンバーは、首相、副大統領、内閣大臣、最高裁判所判事、及び議員の地位に就いている。

第4節 公務員の汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、公務員の汚職に対し、刑事罰を定めている。しかし、インド政府はこの法律を実効的に運用せず、公務員は汚職行為の責任を免除されている。

汚職: 汚職は政府のあらゆるレベルで存在している。中央捜査局(CBI: Central Bureau of Investigation)には、2013年1月から11月までに583件の汚職事件が登録された。中央監視委員会(CVC)には、2012年、7,224件の汚職事件が報告された。このうち5,528件は2012年に報告されたもので、残りの1,696件は2011年から持ち越されたものである。同委員会では、5,720件に対する処置を勧告した。中央監視委員会(CVC)は、苦情を受け付けるための無料のホットライン、及び情報を共有するためのウェブ・ポータルを運営している。非政府機関(NGO)は、警察による保護、学校への入学許可、水の供給、又は政府の支援などのサービスの便宜を図るため、賄賂を支払うことが一般的であると指摘している。市民社会団体は、公開デモや汚職の個々の顛末を特集したウェブサイトなどを通じて、2013年を通じて汚職に対する一般の注意を喚起した。

インド政府は、民間団体、公共団体、及び法人が運営する銀行業、保険業、その他の事業

部門における一般からの苦情や不満を処理するため、監査官を設置した。議会は、2013年12月、政府内の汚職を捜査するため、Lokpal と呼ばれるオンブズマン組織を設置する法案を可決した。

貧困を軽減し、雇用を提供することを目的とした多くの政府運営プログラムは、ずさんな実施と汚職によって効果を上げられずにいる。例えば、ある請願者は、「情報権利法(RTI: Right to Information Act)」に基づく政府文書を取得した後、Maharashtra Tribal Development Department で資金の横領があったと主張した。2013年6月13日、ボンベイ(Bombay)高等裁判所は、部族の福祉を目的とした資金が他の目的で使用されるという不正行為を捜査するため、特別チームを形成することを命じた。

ティルヴァンナマライ(Tiruvannamalai)市の市議会議員 K.V.N. Venkatesan ら数人を容疑者とする事件—2012年7月の、汚職と土地詐取を疑われる政府役人、政治家、及び不動産業者に対する公益訴訟を提起していた社会活動家 Rajamohan Chandra の殺害に関連する一裁判は、2013年末時点で行われていない。退役軍人や戦争未亡人のために確保されているマンションの不正割当てに関連する2012年の Adarsh Housing Society 詐欺事件における州首席大臣やその他の政府役人の役割を精査していた委員会は、2013年12月、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州立法議会に報告書を提出したが、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州政府は、この報告書を拒否した。

2008年に2G携帯電話帯域の販売に関する談合において賄賂を受け取ったとされる元電気通信大臣(Telecommunications Minister)A. Raja、及び上院議員 M. K. Kanimozhi に対する裁判は、2013年末時点で裁定が下っていない。

2013年8月7日、R.A. Mehta 司法官(Justice)は、グジャラート(Gujarat)州の汚職防止オンブズマン Lokayukta に任命されたが、最高裁判所がその辞令を支持した後も、州政府は司法官の捜査内容を支持しないだろうとして、辞令を拒否した。グジャラート(Gujarat)州政府は、オンブズマンの任命に関わる州知事と裁判長の優位性を縮小し、任命の権限を州首席大臣のみに与えるため、2013年4月に「グジャラート(Gujarat)州 Lokayukta 法(Lokayukta Act)」を改正しようとした。州知事は法案への署名を拒否した。

内部告発者の保護: 法律は、賄賂の要求やその他の汚職行為など、内部告発、又は不正行為の証拠の合法的な公開を行った公務員や民間企業の従業員に対し、安全を保障していない。

資産公開: 法律は、インドの行政機関に勤める全ての役人に対し、資産の公開を義務付けている。インド選挙管理委員会(Election Commission of India)と最高裁判所は、双方とも選

挙候補者の犯罪履歴と資産記録の公開を必須とする法律を支持している。議会や州立法府の選挙運動には未申告の資金が投入される場合が多く、政府もその慣行を阻止することができない。

情報の一般公開: 法律は、情報の一般公開を保障している。政府は概して要求への対応が遅いが、地元コミュニティーのメンバーも非市民も同様に、「情報権利法(RTI: Right to Information Act)」オンライン・ポータルにアクセスし、個人文書、都市計画、及びその他の公的記録に関する情報を得ることができる。「情報権利法(RTI: Right to Information Act)」に基づく情報を請求できるのはインド国民だけである。インド政府は、1 請求当たり 11 ルピー(0.18 ドル)の手数料を請求する。請求が却下された場合、国民はまず中央情報委員会(Central Information Commission)に訴え、次に適切な高等裁判所に上訴することができる。活動家らは、当局が未だに「情報権利法(RTI: Right to Information Act)」を十分に実施することができず、情報の提供を阻止していること、また、地方の住人が必ずしも同法に基づく権利を認識していないことに関し、懸念を表明している。

多くの州は、一連の州レベルの情報権利法も制定している。州レベルの情報公開請求に関する手数料及び規則は様々である。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する本国政府の姿勢

様々な国内・国際人権団体が、政府による制限を受けることなく活動しており、人権侵害の事件を調査し、その調査結果を公表している。しかし、いくつかの状況で、人権団体は制限を受けた。政府官僚は、ある程度協力的で、人権団体の見解に対応した。インドには、社会正義、持続可能な開発、及び人権を擁護する 300 万以上の非政府機関(NGO)がある。インド政府は、一般的に、国内の非政府機関(NGO)と会談し、問い合わせに答え、国内非政府機関(NGO)の報告又は勧告に対応して措置を講じている。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は多くの非政府機関(NGO)と協力しており、非政府機関(NGO)は国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)のいくつかの小委員会に代表を送っている。ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州の人権監視団体は、人権侵害の事例を文書にすることができたが、治安部隊、警察、及び対反政府勢力からの規制や嫌がらせを受けることもあった。

一部の国際人権 NGO は、代表団の査証を取得する際に困難に遭遇した。また、当局による嫌がらせや規制により、物資の公的配布を制限されることもあった。国境なき医師団(Medecins Sans Frontieres)は、南チャッティースガル(South Chhattisgarh)やナクサライト

(Naxalite)の影響下にある地域で活動を続けた。

インド南部で活動する人権 NGO である People's Watch の人権弁護士によると、インド内務省(Ministry of Home Affairs)は、南チャッティースガル(South Chhattisgarh)地方のクダンクラム(Kudankulam)に建設されたロシア製の原子力発電所の完成に抗議する活動家らを阻止するため、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州の多くの非政府機関(NGO)の外国出資金口座を凍結した。People's Watch の銀行口座は、2012 年 7 月以降、封鎖されている。

国連及び他の国際機関: インド政府は、国連、及び赤十字国際委員会(ICRC)などのその他の国際人道機関の代表に対し、北東諸州及びナクサライト(Naxalite)支配地域への立入りを認めている。

赤十字国際委員会(ICRC)は、民族紛争で難民となった人々に対し、家庭用品、水、及び衛生設備を提供するため、ナガランド(Nagaland)州、チャッティースガル(Chhattisgarh)州及びアッサム(Assam)州、でインド赤十字(Indian Red Cross)と協力を続けている。女性に対する暴力に関する国連特別報告者(UN Special Rapporteur on Violence Against Women) Rashida Manjoo は、2013 年 4 月、マニプール(Manipur)州を訪れた。

2013 年 6 月 13 日、チャッティースガル(Chhattisgarh)州政府は、赤十字国際委員会(ICRC)に対し、ナクサライト(Naxalite)の影響下にある Bastar 地域での活動を中止することを命じた。赤十字国際委員会(ICRC)は、2010 年にチャッティースガル(Chhattisgarh)州首席大臣 Raman Singh から正式に承認を得て、過去 2 年半に亘り、ナクサライト(Naxalite)が活動する部族の集落で、医療設備を提供していた。赤十字国際委員会(ICRC)は、州政府から紛争地域で活動するための同意書(No Objection Certificate)を取得することを求められた。それでもチャッティースガル(Chhattisgarh)州政府は、国際支援機関の存在により、毛沢東主義派の反政府運動の問題が国際化されることを懸念し、活動を中止させた。国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)は、ナクサライト(Naxalite)の影響下にある南チャッティースガル(South Chhattisgarh)地方の様々な場所で活動した。

政府の人権団体: 国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、中央政府によって設立され、人権侵害の事例を調査して救済措置を講じること、また、人権に関する一般の認識を向上させることの 2 方向の目的を持った、独立した公正な調査・諮問機関である。同委員会は、議会に対して直接、報告責任を負うが、インド内務省(Ministry of Home Affairs)及びインド法務省(Ministry of Law and Justice)と密接に協力している。同委員会は、公務員による人権侵害行為、又は侵害行為の防止に対する怠慢に対処すること、人権侵害の訴えに関する司法手続きに干渉すること、また、人権を侵害するあらゆる要素(テ

ロ行為を含む)を検討すること、の3つを使命としている。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、証人を召喚する権限、証人の出席を強制する権限、文書を作成する権限、及び公的記録を要求する権限を与えられている。また、同委員会は、政府職員によって超法規的に殺害された、又は危害を加えられた人々の家族に対する賠償金の形で、権利侵害の訴えに適切な救済を与えることを勧告する。但し、同委員会は、勧告を強制する権限も、軍人や準軍事部隊の隊員に対する訴えに対処する権限も持っていない。

一部の人権団体は、制度と法律に弱点があり、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)の活動が阻害されていると主張した。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、調査を開始する、訴えを聴く、州政府に報告書の提出を求める—州政府はこうした要求に対応しないことが多いが—などの権限を持つが、要求を強制する、訴追手続きを開始する、又は一時賠償金を与える、などの権限を持たず、軍人が犯した人権侵害を独立して調査する権限も持たない。人権 NGO は、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)が資金を政府に依存していること、また、1年以上経過した人権侵害の事例を調査する能力が無いことを批判した。また、これらの非政府機関(NGO)は、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)が全ての訴えを登録せず、些細な理由で訴えを却下し、綿密な調査を怠り、申立人を十分に保護することも怠っていると非難した。

国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)の統計によると、同委員会は、2013年10月を通して、7,806件の訴えを受け、そのうちの6,679件を処理したとされる。新たな訴え、及び以前から持越された訴えを合わせ、28,929件が未決である。

インド28州のうちの23州が、州人権委員会(SHRCs)を設立している。これらの委員会は、独立して捜査を行うが、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)の支配下で活動している。7つの州で、委員長が空席である。人権団体は、州人権委員会(SHRCs)は地元政治によって制約を受けるため、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)と比べて公正な裁決を下すことは考えにくいとしている。

全国で州人権委員会(SHRCs)の査定を行っている人権法ネットワーク(HRLN: Human Rights Law Network)は、州人権委員会(SHRCs)には、少数民族の市民権を擁護する活動家、又は女性代表がほとんど存在しない、或いは全く存在しないと指摘した。人権法ネットワーク(HRLN: Human Rights Law Network)は、重大な人権侵害の事件において、州人権委員会(SHRCs)は実効力を持たず、時には被害者に敵対し、政治任用により活動を阻害され、人員不足に悩み、深刻な資金不足にも陥っていると指摘した。

例えば、アンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州の活動家らは、州人権委員会(SHRCs)に対する不満を報告した。同委員会は、独自の捜査チームを持っていないため、捜査に関して通常の警察機構に依存している。このことは、特に、警察による過剰な行為又は暴力に対する訴えを捜査する上で、州人権委員会(SHRCs)の実効力を損なっている。また、州人権委員会(SHRCs)は、人命が危険に晒されている訴えに素早く対応していない。ウェブサイトの更新を怠り、所定の書式で訴えを提出するように強調するが、その書式は平均的な市民には理解し難い。同委員会の年次報告書は、州立法府に提出されず、改善のために立法府で協議されることも無い。

ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州人権委員会は、準軍事治安部隊の隊員がと申し立てられている人権侵害事件を調査する権限を有していない。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、軍が関与する特定の事件を除き、全ての人権侵害に対する管轄権を持っている。軍が関与する特定の事件について、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州は、インドの他の全ての地方と同様、「国軍特別権限法(Armed Forces Special Powers Act)」に従っている。準軍事組織はインド内務省(Ministry of Home Affairs)の監督下にあるため、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、北東諸州及びジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州で起こった準軍事組織による人権侵害事件を調査する権限を全面的に握っている。

2013年4月11日と12日、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、チャッティースガル(Chhattisgarh)州ラーイプル(Raipur)のナクサライト(Naxalite)の影響下にある地域で、第1回聴聞会を開催した。同委員会は、27件の人権侵害事件について指令を出し、200万ルピー(3万3,000ドル)の罰金を支払うことを勧告した。同委員会は、様々な人権侵害事件に関し、政府職員に対する決定を下し、法執行に関する徹底的な調査や罰金の支払いを命じた。これらの事件には、強制的な子宮摘出、偽装「エンカウンター・キリング」、政府の寄宿舎における部族の少女に対する集団レイプ、及び政府によって拘留中の囚人の死亡が含まれている。更に、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)の委員は、政府役人や非政府機関(NGO)と会談し、警察と治安部隊が反政府勢力との闘争の中で人権侵害を行ったという訴えを聞いた。

第6節 差別、社会的虐待、及び人身売買

法律は、人種、性別、障害、言語、出生地、カースト、又は社会的地位に基づく差別を禁止している。政府は、これらの条項を執行しているが、成果はそれぞれ異なる。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス: 法律は、配偶者が 15 歳以上の女性に対して行った場合を除き、強姦を違法としている。処罰は、懲役 2 年から終身刑、罰金 2 万 418 ルピー(333 ドル)、又はその両方である。公式統計は、強姦が最も急増している犯罪であることを示している。国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)は、データが入手可能な直近年である 2012 年に、インド全国で 24,923 件の強姦があったと報告している。強姦は、実際の件数より報告される件数が少ない犯罪であると認識されている。強姦被害者にとって法の執行と司法サービスは、不十分で、負担が重く、効果的に問題に対処することができない。法執行機関の職員は、強姦の被害者と加害者を和解させようとして、被害女性に加害者との結婚を勧める場合がある。医師は、強姦被害者の性体験を推測するために「2 本指検査(two-finger test)」を行って、犯罪を報告した被害者を更に虐待する場合がある。最高裁判所は、2013 年 5 月、こうした行為が被害者のプライバシーの権利を侵すとして、別の方法を採るように政府に求めた。

2012 年 12 月にニューデリー(New Delhi)の走行中のバス内で 23 歳の女性が殺害され、その友人が襲撃された集団レイプ事件を受けて設立されたヴァルマ委員会(Verma Commission)は、女性に対する犯罪に対処するため、改革すべき法律の領域を特定し、そのうちの一部は、その後実際に改革された。2013 年 2 月に可決された「刑法改革(Criminal Law Amendment)」法案は、強姦、及びその他の性犯罪に対し、より厳格な処罰を導入するように刑法を改革したものである。裁判所は、2012 年 12 月の事件の容疑者 6 人のうち、4 人を有罪として死刑を、また、1 人の少年に懲役 3 年の刑を言い渡した。5 人目の成人男性は、拘留中、公判前に自殺したとされる。

2012 年 12 月のデリー(Delhi)のレイプ事件の容疑者 6 人に対する裁判は迅速に行われたが、首都以外で発生したレイプ事件は、それほど素早く対処されなていない。デリー(Delhi)のレイプ事件以来、女性に関する問題には、あまり進歩が見られていない。同事件以前に発生したレイプ事件の捜査及び法的手続きの多くは、2013 年、未解決のままである。

2013 年 6 月 7 日、西ベンガル (West Bengal) 州 Barasat で、女子大生が強姦され、殺害された。州政府は、女子大生の家族に対し、犯罪を公表しないことと引き換えに賠償金と職を提供することを暗黙的に提案したが、批判が広がった。家族は、犯人が罰せられることのみを望んでいるとして、州政府の提案を拒否した。その後、警察は 8 人の男を逮捕したが、起訴状に不備があったことを非難された。

2013 年 8 月 22 日、22 歳のフォトジャーナリストが、廃止された織物工場の写真を撮影する仕事の途中で、集団レイプの被害に遭った。5 人の襲撃者が、被害女性の同僚の手をベル

トで縛り、その間に女性は集団レイプされた。警察は 5 人の襲撃者を全員逮捕した。ムンバイ(Mumbai)市警察は、5 人の襲撃犯が、同じ元織物工場で、少なくとも 5 回の集団レイプを犯していたと語った。

2013 年 10 月 26 日、コルカタ(Kolkata)近郊のマディヤムグラム(Madhyamgram)で、ビハール(Bihar)州出身のタクシー運転手の 16 歳の娘が集団レイプされた。女性は、地元警察に届け出た後、帰宅途中で、再度集団レイプされた。11 月初旬、女性は、容疑者から、告訴を取り下げるよう度重なる脅迫を受け、女性の家族は Dum Dum 地域の自宅から転居を余儀なくされた。被害者家族は、逮捕された犯人のうちの一人の親友が、2013 年 12 月 23 日、告訴を取り下げないと酷い目に遭わせると脅迫したと訴えている。同日、女性の自宅は放火され、この時に負った火傷が原因で、女性は 12 月 31 日に死亡した。女性は、死亡する前に放火犯 2 名の氏名を警察に告げていた。警察は、強姦と殺人の双方の事件で容疑者を逮捕したが、2013 年末時点で捜査は未解決である。

ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州などの紛争地域に住む女性、及び低カースト層又は部族に属する女性など社会的立場の弱い女性は、強姦の被害者になったり、強姦の脅迫を受けたりすることが多い。国の犯罪統計は、他のカースト層と比べ、ダリット(Dalit)族の女性が最も多くの強姦被害に遭っていることを示している。

法律は、いくつかの形態の自宅での虐待から女性を保護している。これには、言葉による虐待、感情的な虐待、又は経済的な虐待が含まれ、虐待の脅迫を行った場合も同様である。法律は、係争中も女性が配偶者又はパートナーと同じ屋根の下で暮らす権利を認めているが、女性は、パートナーの経費負担で別の住居を探しても良い。法律は、女性に対し、警察の支援、法的扶助、住居、及び医療サービスを得る権利も認めているが、家庭内の虐待は深刻な問題として残っている。法執行の安全策の欠如、及び汚職の蔓延が、法の実効性を損なっている。

インド女性・児童開発省(Ministry of Women and Child Development)は、こうした社会福祉の確立に関するガイドラインを設けているが、資金、人材、及び適切な訓練が不足しているため、福祉は主に都市部でのみ利用可能な限定的なものとなっている。インド女性・児童開発省(Ministry of Women and Child Development)は、インド全土の警察部隊には 6,483 名の任命された保護官がいると報告している。警察官、特に小さな町の警察官は、女性に対する犯罪事件の登録に消極的である。事件が影響力の大きな人物を告発するものであれば尚更である。例えば、当局は、部下が性的暴行を正式に訴えたにも係わらず、著名なヒンドゥー教指導者 Bapu Asaram を直ちに拘束しなかった。

州政府は、女性に対する暴力を防止するために対策を講じている。例えば、2012年12月、西ベンガル(West Bengal)州の州首席大臣 Mamata Banerjee は、女性に対する犯罪を根絶するため、州内に65カ所の女性警察官のみの警察署を設置すると発表した。このうち10カ所が、2013年末時点で機能している。2013年1月2日、西ベンガル(West Bengal)州閣議は女性に対する犯罪の司法手続きを迅速化するための方法を協議するために会合を開き、迅速な聴聞を目的とした88の永続的な「迅速」裁判所を設けることを決定した。2013年末時点で機能している「迅速」裁判所の数に関して、情報は得られなかった。

2013年1月、コルカタ(Kolkata)高等裁判所の裁判長は、西ベンガル(West Bengal)州内で最も女性に対する犯罪が多く報告されているマルダ(Malda)地区に、インド初の女性裁判所(女性の裁判官と職員が、女性に対する犯罪のみを扱う)を発足させた。

ドメスティック・バイオレンスは未だに問題である。国家家庭健康調査(National Family Health Survey)は、50%以上の女性が家庭内で何らかの形の暴力を経験したと報告したことを明らかにしている。国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)は、2012年に「夫や親族による虐待」が106,527件通報されており、前年から7.4%増加したと報告している。人権擁護家らは、社会的圧力のために、多くの女性が家庭内虐待の通報を控えていると報告している。

国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)は、インド国内で最もドメスティック・バイオレンスの通報件数が多かったのはタミルナードゥ(Tamil Nadu)州であると報告した。同州の2012年の通報件数は3,838件である。非政府機関(NGO)は、女性の地位向上と、通報の率の向上が、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州でドメスティック・バイオレンスの通報件数が増加したことに繋がったとしている。

女性に対する犯罪は蔓延している。国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)の「2012年版インドにおける犯罪統計 (Crime in India 2012 Statistics)」によると、2012年、女性に対する犯罪は24万4,270件あり、2011年から6.8%増加した。これらの犯罪には、誘拐、拉致、性的いたずら、セクシャル・ハラスメント、身体的・精神的虐待、及び人身売買などがある。同局は、こうした犯罪の被害者が通報を控えている可能性が高いと指摘している。同局は、女性に対する犯罪の有罪確定率を26%と推計している。女性に対する犯罪の件数は、デリー(Delhi)市が5,194件と最も多く、カルナータカ(Karnataka)州バンガロール(Bangaluru)が2,263件とこれに続いた。

女性に対するアシッド・アタック(acid attack、酸を掛ける攻撃)が発生し、被害者の死亡、又は被害者の外見を永久に損なうことに繋がった。例えば、2013年7月21日、マイディ

ヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州モレナ(Morena)地区で、28歳の女性が以前好意を持たれていた相手に酸を掛けられ死亡し、他3人が負傷した。政府は、性別に基づく暴力と一般的な襲撃事件の統計を別々に取っているが、アシッド・アタック事件は区別していない。

酸は、家庭用洗剤に広く使われており、地元の店で簡単に手に入る。最高裁判所は、2013年7月18日、インド全国で酸の販売を規制する命令を発行した。インド政府は、8月にアシッド・アタックを防止するためのガイドラインを発表し、小売店で販売される酸の希釈、及び、小売りの許可制を各州に義務付けた。酸を購入する場合は、身分証明書と住民登録証を提示しなければならない。また、ガイドラインは、アシッド・アタックの被害者に対し、30万ルピー(4,880ドル)を給付し、政府系病院での無料の治療を提供することを指示している。アシッド・アタックで有罪となった被告は、懲役10年から終身刑までの刑に処せられる。この新しい法律は、2013年末時点、まだ完全には執行されておらず、執行されていても不完全であった。

有害な伝統的習慣: 法律は、結婚持参金の授受を禁止しているが、家族は依然としてこの慣習を続けており、結婚持参金に絡んだ紛争は、依然として深刻な問題である。また、法律は、結婚持参金の要求の形での嫌がらせを禁じており、保護命令を出す権限を治安判事に与えている。国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)によると、2012年、結婚持参金関連の事件による死者数は8,233人であり、そのほとんどが、結婚持参金を提供できなかった花嫁が、義理の家族の手で殺害されたものであった。結婚持参金関連の殺人の件数は、ウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州の2,244件が最も多く、ビハール(Bihar)州の1,275件が続く。しかし、多くの事件が報告されない、又は発見されないため、統計は不完全である。国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)は、2012年に結婚持参金関連の殺人で3万3,240人が逮捕され、4,296人が有罪判決を受けたと報告している。国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)によると、ケーララ(Kerala)州の結婚持参金関連の殺人の件数は、2011年の15件から2012年の32件へと倍増した。

「スマンガリ計画(Sumangali scheme)は、推定12万人の女性に影響を与えている。タミル(Tamil)語で「幸せな既婚女性」を意味する言葉から命名されたこれら一連の計画は、社会的虐待の一種であり、若い女性や少女が結婚持参金のための資金を稼ぐために労働を強いられるものである。これらの女性は、結婚持参金が無ければ結婚できない。3万から5万6,000ルピー(488~910ドル)とされる約束の報奨金の総額は、3~5年の労働を終えるまで支払いを保留される。約束の労働期間終了後に報奨金の一部又は全額が不払いとなることもしばしばである。強制労働の期間中、女性たちは、職場での深刻な虐待、移動と通信の

自由の制限、性的虐待、性的搾取、性的人身売買、及び死の危険性に直面する。スマンガリ計画により強制労働を強いられている女性労働者の大多数は、指定カースト(SCs)の出身者である。その中でも最も位の低いArunthathiyars(カースト)に属するダリット(Dalit)族は、更に過酷な虐待に遭っている。スマンガリ計画のための工場では労働組合を結成することが許されず、女性労働者たちは報復を恐れて虐待を通報することを控えている。

ほとんどの州は結婚持参金禁止の担当官を配置しているが、ミゾラム(Mizoram)州とナガランド(Nagaland)州は設置していない。これらの州には伝統的には結婚持参金の制度が無く、こうした事件が報告されることは稀であるからである。「結婚持参金禁止法(Dowry Prohibition Act)は、ジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州には適用されない。最高裁判所は、2010年、結婚持参金関連の死亡事件の容疑者に対し、殺人容疑を付加することを全国全ての初審裁判所に義務付けた。

いわゆる名誉殺人は、パンジャブ(Punjab)州とウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州、及びハリヤーナー(Haryana)州を中心として、依然として問題になっている。これらの州では全殺人の10%ほどが名誉殺人である。これらの州では、性の選択による中絶が行われているため、女子の出生率が低い。一部の事例では、殺人は、カーストに基づく村の集会「カーフ・パンチャーヤト(khap panchayats)」などの伝統的な地域社会の長老が、法律に依らずに決定した結果である。これらの長老は、法的権限を持たず、選挙で選ばれていない。多くの名誉殺人は、届け出をしないか、家族によって自殺又は自然死と取り繕われるため、名誉殺人に関する統計は検証が困難である。非政府機関(NGO)は、ハリヤーナー(Haryana)州、パンジャブ(Punjab)州及びウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州の3州だけで、毎年、少なくとも900件の名誉殺人が発生していると推計している。被告人やその親族は、殺害を正当化する事由として、被害者が家族の希望に反して結婚したことを挙げるのが最も一般的である。例えば、2013年1月、パンジャブ(Punjab)州 Sangur 地区に住む21歳の女性の両親は、自分の選んだ男性と結婚しようとしたことを理由に、娘を殺害した。

インドの一部の地域では、ヒンドゥー教の神との象徴結婚に捧げられる女性と少女は、聖職者及び寺院の後援者による強姦又は性的虐待事件の対象となると報じられている。これは性的人身売買の一種である。非政府機関(NGO)は、指定カースト(SC)の少女が、家庭の金銭的負担を軽減させること、また、結婚持参金を得ることを見込んだ家族によって、こうした象徴結婚とその後の寺院での性的奉公を強制されることを示唆している。女性や少女は、HIV/AIDS 及びその他の性感染症に罹患する危険が高い。寺院で奉公する女性や少女の売春又は性的虐待を禁止する法律を制定している州もある。しかし、これらの法律の執行は未だに不十分であり、問題は蔓延している。45万人以上の女性と少女が、こうした象徴結婚制度の犠牲になっているとされる。

女性性器切除/女子割礼 (FGM/C: Female Genital Mutilation/Cutting): 人権団体によると、インド西部全域に住むイスラム教ダウディ・ボホラ(Dawoodi Bohra)コミュニティでは、女性性器切除が広く行われているという。この慣習に関する「*A Pinch of Skin*」という短いドキュメンタリー映画がインドで公開された。

セクシャル・ハラスメント: 「女性をからかうこと(eve teasing)」と婉曲的に呼ばれることもあるセクシャル・ハラスメントは、今も蔓延している。国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)によると、2012年には9,173件のセクシャル・ハラスメントが報告されており、2011年の8,570件から7%増加した。2012年に届け出のあった痴漢行為は4万5,351件で、2011年の4万2,968件から6%近く増加した。強姦と痴漢行為は、社会的圧力のために、通報されない場合が多い。

2013年2月、議会は、最高裁判所が1997年に女性に対する職場でのセクシャル・ハラスメントを防止するために発行したガイドラインに基づいた「職場におけるセクシャル・ハラスメント法(Sexual Harassment at the Workplace Act)」を可決した。同法は、フォーマル及びインフォーマルの双方のセクターに属する国内の労働者及び農業従事者に対して適用される。全ての州の50人以上の従業員を擁する政府部局と政府機関は、セクシャル・ハラスメントの問題に対応するための委員会を設置することが義務付けられている。法律は、セクシャル・ハラスメントを、身体への接触と誘い、性的好意の命令若しくは要求、性的偏見を含んだ発言、又はポルノ写真を見せるなど、1つ以上の嫌がられる行為又は行動と定義している。セクシャル・ハラスメントに対する刑罰は、最高5万ルピー(813ドル)の罰金である。同法には、虚偽の訴え、又は悪意に基づいた訴えに対する安全策を定めた条項も含まれている。

リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利): インド政府は、診療所と国内保健 NGO に対し、家族計画に関する情報の普及活動を自由に認めている。避妊薬や避妊具を使用する権利は制限されていない。2人以上の子どもがいる家庭に罰則を科す法律は、7つの州で残っているが、当局がこの法律を執行することは稀である。この法律は、子どもが2人以下の家庭には政府の職と補助金を提供し、子どもが2人以上いる家庭には補助金を減額し、医療へのアクセスを減らすことを規定している。

出生率を低下させようとする政府の努力は、時に強制的である。多くの地域で、保健従事者は、不妊手術を奨励することによって報酬を提供されるか、女性の不妊手術の件数に関してノルマを与えられ、設定された件数に達しない場合は減給か解雇の処分を受けると脅かされている。保健従事者が年度末の3月31日までに不妊手術件数のノルマを達成するため

に、不妊手術を強要しようとする「不妊手術シーズン」なるものが存在するとする報告もある。連邦政府の保険当局者は、中央政府には、人口問題に関する州の決定を規制する権限が無いと指摘している。一部の州は、性別に基づく性の選択を阻止することを目的とした「女兒奨励」制度を導入している。これらの制度の一部では、給付金を受け取るために、両親は不妊手術証明書を提出しなければならない。一部の地域では、不妊手術は危険且つ不衛生な条件の下で行われている。

保健従事者に対する報奨金インセンティブのため、子宮摘出手術を受けることを強要される女性もいる。不妊手術を受けることで、1週間の報酬に相当する約 615 ルピー(10 ドル)の支払いを受けたという報告もある。こうした強要は、人口分布とは不釣り合いな割合で、貧困層の女性、及び低いカーストの女性に影響を与えることが多い。新聞報道によると、ある村では、こうした手術が必要となる年齢に達しない多くの女兒を含め、女性の 90%が子宮摘出手術を受けていた。

部族の文盲の女性を対象に、7,000 件を超える保証無しの子宮摘出手術が、チャッティースガル(Chhattisgarh)州の 169 の病院の医師により行われたという報告がある。報告によると、手術を勧めた医師らは、恵まれない家族のための政府の保険制度に基づき、子宮摘出手術に関して設定されている最高額の料金を請求することによって、金儲けをしようとしたとされる。国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)は、2013 年 4 月、チャッティースガル(Chhattisgarh)州政府に対し、この問題に関する 30 ヶ月間の詳細な報告を求めた。子宮摘出手術を受けた女性のほとんどは、貧困な家庭、又は先住民族の部族出身者である。チャッティースガル(Chhattisgarh)州政府は、罰として、医師 9 名の医師資格を剥奪した。人権法ネットワーク(HRLN: Human Rights Law Network)が 2013 年 3 月に公益訴訟(PIL)を提起したのに続き、最高裁判所は、こうした子宮摘出手術が行われたチャッティースガル(Chhattisgarh)州、ラジャスターン(Rajasthan)州、及びビハール(Bihar)州の各州政府に対し、請願を発行した。請願は、州政府に対し、不正な医療行為に関与した医師らに対する刑事訴訟手続きの開始に加え、民間の医療業界に対する監視、検査、責任追及の仕組みの策定、及び問題の医師らの医師免許剥奪を求めた。

国連人口基金(UNFPA: United Nations Population Fund)の 2012 年版「世界の人口状態報告(State of World Population Report)」によると、2010 年の妊産婦死亡率は、生産児 10 万人当たり 200 人であった。妊産婦死亡率の高さに影響している主な要素は、十分な栄養、医療、及び衛生的な施設の不足である。国連人口基金(UNFPA: United Nations Population Fund)の報告書によると、妊産婦死亡率の主な指標となるのは、貧困、及び、妊娠中と出産時における医療施設の利用可能性である。世界銀行(World Bank)は、2013 年、女性の 75%が何らかの出生前検診を受けたと推定している。世界保健機関(WHO: World Health

Organization)は、出産の47%が熟練した助産師の立会いの下で行われ、女性の75%が1回以上の出生前検診を受け、50%が4回以上の出生前検診を受けたと推定している。

HIV及びAIDSの予防と管理のためのプログラムを策定・実施する国家エイズ抑制機構(National AIDS Control Organization)は、2011～2012年度年次報告書で、推定239万人のHIV/AIDS罹患者のうち、100万人近くが女性であると報告している。女性の感染率は都市部のコミュニティーで最も高く、治療は地方で最も受けにくい。早婚などの性別に基づいた伝統的な規範が存在すること、情報の取得や教育の授受が困難であること、及び、保健サービスの利用が困難であることにより、女性は、特に感染し易い状況に置かれている。国家エイズ抑制機構(National AIDS Control Organization)は、女性のHIV/AIDS自助団体を訓練するために、非政府機関(NGO)と積極的に協力している。

非政府機関(NGO)は、早婚(18歳以下)及び若年者の妊娠が、西ベンガル(West Bengal)州で一般的であることを報告した。非政府機関(NGO)によると、女性の約57%が自宅で出産し、僻地の地方では、出生前検診と出生後検診の受診率が共に低い。非政府機関(NGO)は、遠隔地では十分な出生前教育が行われていないことも報告している。

妊産婦死亡率が最も高いのは、マイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州で、僅差でチャッティースガル(Chhattisgarh)州が続いている。これに比べ、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州の妊産婦死亡率は低かった。妊産婦死亡率の原因として多いのは、女性が安全に出産できる近代的な保健施設の利用が困難であることである。また、マイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州では医師、特に公立の医療センターの婦人科医が不足している。チャッティースガル(Chhattisgarh)州は、保健施設での出産を促進するため、料金無料の電話番号から利用できる特別救急車サービスを開始した。

インド戸籍本署長官(Registrar-General of India)が2013年12月に発行した2010～2012年「Sample Registration Report」は、報告対象の3年間で、妊産婦死亡率は、生産児10万人当たり212人から178人へと16%低下したことを示した。アッサム(Assam)州の妊産婦死亡率は328人とインド国内で最も高く、ウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州/ウッタラーカンド(Uttarakhand)州が292人と続いている。ケーララ(Kerala)州が66人、タミルナドゥ(Tamil Nadu)州が90人と、これら2つの南部の州が最も低く、両州は、生産児10万人当たり妊産婦の死亡が103人というミレニウム開発目標(Millennium Development Goal)を達成した。妊産婦死亡の主な原因には、高齢出産、若年出産、出産直後の妊娠、及び多産が含まれている。

差別: 法律は、職場での差別を禁止しており、同じ仕事に対して同等の賃金を支払うことを

定めているが、雇用主は、同じ仕事に対して女性には男性より低い賃金しか支払っておらず、雇用及び与信申請において女性を差別し、女性より男性を多く昇進させている。

多くの部族、特にビハール(Bihar)州の部族の土地制度は、部族の女性に土地所有権を認めていない。イスラム教の属人法(personal law)は、イスラム教の女性の土地相続権を決定する伝統的な法律であるが、女性に対する土地の配分は男性よりも少ない。財産及び土地の所有権に関するその他の法律は、土地の使用、保有、又は売却に関する支配権をほとんど女性に与えていない。但し、ケーララ(Kerala)州、ラダク(Ladakh)県、及びヒマーチャル・プラデシュ(Himachal Pradesh)州など、いくつかの例外が存在する。これらの地方では、女性が家族の財産を管理することができ、相続権を持っている。

性別に基づいた性の選択: 2011年の国勢調査によると、出生時の男女性比の全国平均は、男児 109.4 人に対し女児 100 人であった。2011年の6歳以下の児童の男女比は、男子 1,000 人当たり女子 914 人であり、2001年の男子 1,000 人当たり女子 927 人から低下した。「出生前診断技術法(Prenatal Diagnostic Technical Act)」は、出生前の性の選択を禁止しているが、この法律が執行されるのは稀である。インド全国の多くの非政府機関(NGO)、及びいくつかの州は、出生前の性の選択の問題に関する認識を向上させ、女児の出産を推進し、女児の殺害と遺棄を防止しようと努めている。

アンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州は、「Bangaru Thalli Girl Child Promotion and Empowerment Act (2013)」を通じ、女児を持つ経済的に恵まれない家庭に対し、出生から 21 歳に達するまでの期間、異なる間隔で給付金を支給することを命じている。オリッサ(Odisha)州政府は、「オリッサ州女子インセンティブ・プログラム(Odisha Girls Incentive Program)」という同様のプログラムを導入し、ダリット(Dalit)族と部族の少女に年単位の奨学金を提供して教育を受けさせる支援を行っている。グジャラート(Gujarat)州、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州、及びマイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州は、様々な形式の「女児支援(Save the Girl Child)」運動と並び、複数のインセンティブ制度を確立している。

タミルナードゥ(Tamil Nadu)州政府は、2013年4月、州政府の「Girl Child Protection Scheme(女子保護制度)」に基づいて、社会的・経済的に恵まれない女子児童のための定期預金を 2 万 2,000 ルピー(359 ドル)から 5 万ルピー(816 ドル)に増額した。同プログラムは、女児の嬰兒殺害/胎児殺害を撲滅するために 1992 年に導入された。

子ども

出生登録: 法律は、州政府の出生登録手続きを定めている。国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)は、毎年、全国の出生の 58%が登録されていると推定している。国籍を持たない児童、又は出生登録をしていない児童は、公共サービスを利用すること、学校に入学すること、又は後に身分証明文書を取得することができない可能性がある(第 2 節 d. 「無国籍者」も参照のこと)。

教育: 憲法は、6 歳から 14 歳までの児童に対し、無料の教育を保障しているが、政府は必ずしもこの規定を守っていない。非政府機関(NGO)であるプラサム(Pratham)が公表した「教育年次調査報告書(Annual Survey of Education Report)」は、2012 年、6 歳から 14 歳までの児童の 96%が就学していることを明らかにしている。人口統計的に見ると、11 歳から 14 歳までの女子が、最も就学率が低い。就学率は州によって大幅に異なる。ビハール(Bihar)州、チャッティースガル(Chhattisgarh)州、及び西ベンガル (West Bengal)州では、就学していない女子の割合が 5%未満である。ラジャスターン(Rajasthan)とウッタール・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州では、就学していない少女の割合は、それぞれ 9.7%と 11%である。法律は、教育を 6 歳から 14 歳までの児童の基本的な権利として定めており、小学校に関する最低限の要件と規範を指定しているが、州政府は、インド全土において、その実現に苦勞している。非政府機関(NGO)のプラサム(Pratham)は、調査した学校の 73%に飲料水の設備があり、利用可能なトイレの設置されていない学校の割合は、2011 年の 12%以上から 2012 年の 8%以上に減少したと報告している。生徒対教師の人数の比は、2011 年から 2012 年にかけて改善されたが、「教育を受ける権利法(Right to Education Act)」で定められた規範を満たした学校の割合は 42%であった。

社会的・経済的に恵まれない学生に対し、学校が入学を拒否した、又は受験を拒否したという事例が、数多く報告されている。非政府機関(NGO)によると、6 歳から 14 歳までの児童で、学校に通っているのは半分以下である。

国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)は、2008 年から 2011 年までの女子の初等学校就学率は男子より僅か 1%少ないだけであると推定した。男子と女子の中等学校の就学率の差は 10%と推定される。

児童虐待: 法律は、様々な形態の児童虐待から児童を保護しているが、学校や教育施設的环境を含め、児童虐待は依然として多発している。政府は、児童虐待を悪とする教育を一般大衆に向けて十分行ってこなかった。また、児童虐待禁止の法律を執行することも怠っている。体罰は禁止されているが、教師は頻繁にこれを行っている。インド内務省(Ministry of Home Affairs)の 2012~13 年度年次報告によると、2011 年の児童に対する犯罪は、2010 年の 2 万 6,694 件から増加し、3 万 3,098 件報告された。国家児童の権利保護委員会(NCPCR:

National Commission for Protection of Child Rights)は、2011～12年度、裁判所は児童に対する犯罪に関連する事件を299件審理しており、これは2010～11年度の294件に比べ増加したと報告した。

インド女性・児童開発省(Ministry of Women and Child Development)は、2012年に児童に対する性的虐待又は身体的虐待の届け出が3万8,172件あったと報告した。国家児童の権利保護委員会(NCPCR: National Commission for Protection of Child Rights)は、2012～13年度、2013年2月15日時点で、過去4年間で117%増となる509件の児童虐待の届け出を受理したと報告している。ウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州での発生件数は110で、インド全国で最も多かった。

非政府機関(NGO)は、「POSCO: Protection of Children from Sexual Offences Act (2012)」が制定されたことは重要且つ象徴的な成果であると指摘した。同法に基づいて、カルナータカ(Karnataka)州の地区裁判所と刑事裁判所は、2013年1月5日に、ダルワー(Dharwar)地区 Amminabhavi 村に住む9歳の少女を強姦した罪で、Shibaragatti 村出身の38歳の男 Shivappa(通称 Shivanand Madar)に対し、終身刑と罰金1万ルピー(163ドル)を言い渡した。

2013年8月、当局は、4歳から13歳までの少女14人を強姦したとして、アルナーチャル・プラデーシュ(Arunachal Pradesh)州にある私立学校の校長、職員2名、及び学校寄宿舎の管理人を逮捕した。学生たちが地元警察に通報したため、事件が明らかになった。警察によると、性的虐待は3年前から学校で行われていた。少女たちは、容疑者たちから、両親に言ったら大変な目に遭わせると脅迫されていた。

2013年7月24日、マイディヤ・プラデーシュ(Madhya Pradesh)州高等裁判所の Indore 法廷は、24歳の強姦殺人事件の容疑者に対して下級裁判所が下した死刑判決を支持した。ダール(Dhar)地区 Manwar 町に住む Sunil は、2012年10月、Karoli 村で4歳になる姪を強姦した上、殺害した。

2013年3月、ムンバイ(Mumbai)裁判所は、ナビムンバイ(Navi Mumbai)市に拠点を置く Kalyani Mahila Bal Seva Sansthan 孤児院の創設者である Ramchandra Karanjule に死刑を言い渡し、その他6人を殺人の容疑で有罪とした。これらの被告は、2007年から2011年にかけて、精神障害を負った19人の未成年の少女に対して性的虐待を行っていたとされる。

インド女性・児童開発省(Ministry of Women and Child Development)が2007年に発行し

た最新の調査は、約 69%の児童が身体的虐待を体験し、53%が性的虐待を体験し、48%が感情的虐待を体験し、71%の女子児童が無関心を体験したと報告している。法律で禁止されているにも係わらず、都市部の学校では体罰が続いている。インド女性・児童開発省 (Ministry of Women and Child Development) の 2007 年の調査は、生徒の 65%が体罰を受けたことがあると報告している。国家児童の権利保護委員会 (NCPCR: National Commission for Protection of Child Rights) が 2009~10 年度に行った調査は、児童の 99%が学校で体罰を受けたことがあると報告している。

インド政府は、72 の都市で、悩みを持つ児童のための無料の 24 時間電話相談を後援している。非政府機関(NGO)のネットワークは、医療サービス、住まい、帰宅、救済、後援及びカウンセリングなど、急を要する支援を要請するため、児童又は成人のいずれかが利用することができる「子ども電話相談 1098 サービス(Childline 1098 Service)」に人員を配置している。

結婚の強制と早婚: 法律は、合法的に結婚できる年齢を女性 18 歳、男性 21 歳と定めており、児童婚を無効とする権限を裁判所に与えている。法律はまた、こうした児童婚を実施する、手配する、又はこれに参加するなどの行為を行った者に対し、罰則を定めている。しかし、この法律は必ずしも執行されていない。属人法は、一般法より低い年齢での結婚を認めており、法の体制として残っているが、ある国際的な批評家は、属人法を厄介且つ矛盾が多いと表現した。法律は、18 歳未満の女子と 21 歳未満の男子との結婚を「違法」とはしていないが、このような婚姻を無効にすることを認めている。こうした法律の存在が、裁判所で婚姻の無効を申し立てる後押しとなっている。結婚の取り消しを求めることができるのは、婚姻時に未成年だった当事者のみである。その当事者が今でも未成年である場合は、本人の保護者が結婚の取り消しを求める請願を提出しなければならない。成年に達してから請願を提出することもできるが、成年に達してから 2 年以内に提出しなければならない。国際 NGO、及び地元の NGO によると、これらの規制により、既婚の未成年者は、ほとんどの場合で、実質的に法的救済を得ることができない状態に置かれている。

法律は、児童婚を防止し、これを取り締まるために、全ての州に常勤の児童婚禁止担当官を置くことを定めている。こうした担当官は、児童婚の成立過程に介入する、法律違反を文書化する、両親を起訴する、児童を危険な状況から移動させ、地元の児童保護局に引き渡すなどの権限を持っている。

国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)の 2013 年版「世界の児童の状況報告書(State of the World's Children 2013)」は、女性の 47%が 18 歳未満で結婚していると述べている。同報告書によると、幼くして結婚した女性は、インドの新生児死亡率と

妊産婦死亡率の高さの原因となっているという。若年で母親になることは、毎年 6,000 人の青年期の母親の死に繋がっていると疑われている。

2013 年 10 月 1 日、西ベンガル(West Bengal)州は、教育課程を修了し、その後結婚することを若い女性に奨励するため、「Kanya Shree(かけがえのない娘)」プログラムを実施した。この社会的プログラムは、西ベンガル(West Bengal)州に住む 14 歳以上の少女の退学率の急増を逆転することを目標とした 2 種類の経済的インセンティブを提供している。同プログラムは、全ての就学年齢の少女に対し、当該少女の家族の経済状態が貧困ラインを下回っている場合、且つ当該少女が勉強を続ける限りにおいて、毎月約 600 ルピー(9.80 ドル)を支給するものである。更に、18 歳で高等学校を卒業するまで結婚しなかった少女には、2 万 5,000 ルピー(408 ドル)の一時金が給付される。

カルナータカ(Karnataka)高等裁判所は、2013 年 2 月、「児童婚禁止法(PCMA: Prohibition of Child Marriage Act)」を「イスラム教属人法(Muslim Personal Law)」の規定に優先し、女子が成熟期を迎えてから結婚することを認めた。この判決は、イスラム教徒は「児童婚禁止法(PCMA: Prohibition of Child Marriage Act)」の適用外であるとの宣言を求めた 17 歳の少女の父親の請願に対して行われたものである。

有害な伝統的習慣: 女性器切除/女子割礼(FGM/C)の習慣に言及している連邦法は無い。人権団体によると、イスラム教ボハラ(Bohra)派の 70~90%が様々な形態の女性器切除/女子割礼(FGM/C)を行っていると言われる。マハーラーシュトラ(Maharashtra)州、グジャラート(Gujarat)州、マイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州、及びラジャスターン(Rajasthan)州には、推定 100 万人のボハラ派がいる。2013 年を通じて、ボハラ(Bohra)コミュニティの間で女性器切除/女子割礼 FGM/C に反対する運動が続けられた。

児童の性的搾取: 法律は、児童ポルノを禁じており、法定同意年齢を 18 歳と規定している。法律により、未成年者との性交に金銭を支払うこと、売春若しくはあらゆる形態の「違法な性交」に未成年者を勧誘すること、又は売春目的で未成年者を売買することは違法とされる。違反者は、10 年の懲役及び罰金の対象となる。それでも、国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)によると、約 120 万人の児童が人身売買の被害者となっており、児童セックス観光を介してなど、インド全土で児童が売春を強要され、性的奴隷にされている。

非政府機関(NGO)は、18 歳未満の児童が主要都市の赤線地区で売春に関わっていると報告した。性的搾取を目的とした児童の人身売買は、都市部でも地方でも頻繁に行われている。国際連合薬物犯罪事務所(UN Office of Drugs and Crime)による 2013 年 7 月の報告書は、

正式な統計は無いが、性的搾取を目的とした児童の人身売買が増加していると報告している。

児童兵士: 政府軍で軍務に就いている 18 歳未満の兵士の人数については、情報は得られなかった。政府が支援する反ナクサライト(Naxalite)の村の自衛団が、児童を入隊させていると言われている。ナクサライト(Naxalite)、並びにジャンム・カシミール(Jammu and Kashmir)州及び北東諸州の武装グループは、児童を徴用していると報告されている(第 1 節 g. を参照のこと)。

故郷を追われた児童: 難民、国内避難民(IDPs)、及びストリート・チルドレンなど、故郷を追われた児童は、政府サービスの利用が制限され(第 2 節 d. も参照のこと)、医療サービス、教育、十分な栄養、又は住まいを得られないことが多い。こうした児童は、身体的にも性的にも虐待され、ゴミあさり(ごみの中からリサイクル可能なものを分類する)などの危険な仕事を強いられることが多い。

施設に収容されている児童: 法律が十分に施行されず、安全策も存在しない状況が、グループ・ホーム(共同住宅)や孤児院での悪行に対する刑事免責の風潮を助長している。非政府機関(NGO)は、こうした児童収容施設の多くが政府の監督や認可を受けずに運営されていると訴えている。法律に定められた通り、児童の権利を保護する委員会を設置しているのは 14 の州のみである。2011 年、インド女性・児童開発省(Ministry of Women and Child Development)は、インド全国には避難所が 1,199 ヶ所あり、児童 76,035 人が収容されていると議会で報告した。

ACHR: Asian Centre for Human Rights による 2013 年 4 月の報告書「*India's Hell Holes: Child Sexual Assault in Juvenile Justice Homes*」は、2001 年から 2011 年にかけて、48,338 件の児童に対する強姦事件が記録され、児童収容施設における児童強姦事件は 2001 年に比べて 336%増加したことを明らかにした。ACHR: Asian Centre for Human Rights は、児童強姦事件のほとんどは届け出られていないとも明言した。同報告書は、インド全国の児童更生施設で起きた 39 件の児童に対する性的暴行事件に焦点を当てた。

国際的な児童の奪取: インドは「1980 年国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約(1980 Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)」の締約国ではない。インド固有の情報については、以下の米 국무省報告を参照のこと:

travel.state.gov/content/childabduction/english/country/india.html

反ユダヤ政策

ユダヤ人団体と 1,500 人のユダヤ人は、2013 年、反ユダヤ的行為があったとの報告をしていない。

人身売買

以下の米務省の「人身売買報告書」を参照のこと：

www.state.gov/j/tip

障がい者

憲法は、障がいに基づく差別を明示的に禁止していない。「障がい者法(PDA: Persons with Disabilities Act)」は、失明、低視力、治癒したハンセン病又は「らい病」(ハンセン病は治癒したが、未だに四肢の感覚を欠いているか、感染によって脱力感、その他の症状を伴っている)、聴覚障害、運動障害、発達障害、及び精神障害など、種々の障害を持つ人々に対して平等な権利を保障している。法律は、プログラムの実施を政府の「経済的能力と開発」に関連付ける条項によって効力を弱められている。「障がい者法(PDA: Persons with Disabilities Act)」は、障がい者の利便性向上を政府当局に奨励しているが、施行すべき具体的な条項や、義務の履行に積極的でない当局に対する制裁は無く、当局が同法の条項を実施する方法の概要を示す仕組みも無い。

国家障害者雇用促進センター(NCPEDP: National Center for Promotion of Employment for Disabled People)の Javed Abidi 所長によると、「障がい者法(PDA: Persons with Disabilities Act)」は、障がい者に対し、障がい者としての本来の権利を持つというよりも、社会的保護と医療を必要としているという見方をしている。

インド政府は、教育サービスと職業訓練の提供、及びコミュニティーの意識向上に加え、医学的な問題に対処する包括的なリハビリ・サービスを提供する地区障害リハビリ・センターを 200 ヶ所以上設置している。

インド社会正義・エンパワーメント省(Ministry of Social Justice and Empowerment)のウェブサイトも障害者にもアクセスし易くすることを支援した組織 Barrier Break は、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州及びケーララ(Kerala)州が、中央政府の資金援助を受けずに自身のウェブサイトをアクセスし易くすることに取り組んでいる。マハーラーシュトラ(Maharashtra)州政府は、全ての部局にアクセスし易いウェブサイトを設計することを要求する e-ガバナンス政策の法案を策定した。

雇用、教育、及び医療サービスの利用における障害者に対する差別は、地方で多く見られる。法律は、全ての公共の建物及び輸送機関は障害者にとって利用し易いものでなければならないと定めているが、利用し易い設備は限定される。

インド保健・家庭福祉省(Ministry of Health and Family Welfare)は、全人口の6~7%が精神障害又は心理社会的障害を患っていると推定している。精神障害者の25%が住まいを持たず、地方に住む障害者の多くが近代的な医療施設を利用できない。障害者の権利活動家らは、インドには4,000万~9,000万人の障害者がいると推定している。非政府機関(NGO)のCRYは、インドの子どもの10人に1人が障害を持っていると推定している。インドには、連邦政府が運営する精神衛生施設が3カ所、州立精神病院が40カ所ある。

精神障害者のほとんどは公立医療施設に依存しているが、治療又はコミュニティー支援サービスを受けているのは、それを必要とする人々の半数未満である。

2009年の選挙では、6,000万~7,000万人の障害者が、特別ブースで選挙権を行使した。国家障害者雇用促進センター(NCPEDP: National Center for Promotion of Employment for Disabled People)のAbidi 所長は、インド全国の投票所で、車椅子利用者のために数百万カ所にスロープが設置され、視覚障害者のために点字の表示が付された電子投票機が登場したと語った。

法律は、公職の3%を身体障害者、聴覚障害者、又は視覚障害者のために確保することを定めている。非政府機関(NGO)は、政府の年次報告書には、この基準の達成度に関する情報は無かったと報告した。インド政府は、様々なプログラムや提携する非政府機関(NGO)に対して資金を拠出し、空席となっている公職を埋めることに努めた。「障害者法(PDA: Persons with Disabilities Act)」に基づき、労働力の5%以上が障害者である民間企業に対し、優遇措置が採られているが、民間セクターの障害者雇用率は依然として低い。

法律は、全ての教育施設の学籍の3%を障害者のために確保することも定めている。しかし、インド社会正義・エンパワーメント省(Ministry of Social Justice and Empowerment)によると、全ての学生の中で、障害を持った学生が占める割合は1%と推定される。一部の学校では、障害を持った児童を未だに隔離している。設備、機器、及び熟練した職員の不足を理由に、障害児の就学を拒否する学校もある。国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)は、インド全体で、6~10%の子どもが障害を持って生まれてくると推定している。インド社会正義・エンパワーメント省(Ministry of Social Justice and Empowerment)は、障がい者が高等教育を受けることを促進するため、奨学金の給付を続

けている。障がい者の大学進学率は、設備が利用し難いこと、資源が限られていること、3%確保の条例が守られていないこと、及び障害者が嫌がらせを受けることなど、いくつかの理由により低いままである。

2013年6月、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州トゥーツトゥックディ(Thoothkudi)の政府系学校で、障害を持った少女が、クラスVI(中等学校の第VI学年)への入学を拒否された。タミルナードゥ(Tamil Nadu)州の Differently-abled Federation によると、この学校は、学籍の25%を恵まれない子供たちのために確保することを定めた「教育を受ける権利法(Right to Education Act)」及び、学籍の3%を障害児のために確保することを定めた「障がい者法(PDA: Persons with Disabilities Act)」に違反した。

タミルナードゥ(Tamil Nadu)州の Differently-abled Federation によると、タミルナードゥ(Tamil Nadu)州政府は、2013年内に18歳以上の障害者に配給される改造自動二輪車の数を増やした。

タミルナードゥ(Tamil Nadu)州首席大臣の Comprehensive Health Insurance Scheme の下、2013年1月から7月までの間に、聴覚障害者のための人工内耳手術が247件実施された。

タミルナードゥ(Tamil Nadu)州政府は、2013年2月、公共施設を障害者が利用し易いように改造する命令を発布した。この命令は、発布後180日以内に既存の建物を利用し易く改造することを命じている。

国籍/人種/少数民族

国勢調査は、国民を人種又は民族によってではなく、話す言語で分類している。社会は伝統的にカースト又は氏族に分割されている。カーストは、伝統的に宗教的な純粋性と職業を決定してきたヒンドゥー教の複雑な社会階層制度である。憲法は、1949年にカーストに基づいた差別を禁止した。政府は下級カーストの出身者に法的な権利を与えるための様々なプログラムを継続して実施しているため、カースト及び部族の登録は、積極的差別是正措置プログラムのために続けられている。法律は、特別な規定配分と優遇措置を与えるため、歴史的に不利な立場に置かれてきたカースト及び部族を特定する権限を大統領に与えている。これらは指定カースト(SCs)と指定部族(STs)である。カーストに基づく差別は、特に地方で依然として蔓延している。

サンスクリット語の「抑圧された」又は「潰された」に由来する「ダリット(Dalit)」とい

う言葉は、ヒンドゥー教で伝統的に最も低いとされるカースト、即ち指定カースト(SCs)に属する人々を指す。指定カースト(SCs)に属する人々の多くは、教育、仕事、司法サービスの利用、移動の自由、及び施設やサービスの利用など、社会的進出の手段に関する障害に遭遇している。2011年の国勢調査によると、指定カースト(SCs)の出身者は全人口の16.6% (約2億90万人)を占めている。インド内務省(Ministry of Home Affairs)の2012~13年度年次報告書は、指定カースト(SCs)出身者に対する犯罪が、2010年の3万2,712件に対して、2011年は3万3,719件登録されたと指摘している。同報告書は、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)の記録によると、2012年、4,247人のダリット(Dalit)が様々な事件で負傷し、9,086人がダリット(Dalit)に対する犯罪で有罪となったと伝えている。

法律はダリット(Dalit)を保護しているが、医療、教育、寺院への参拝、及び婚姻のサービスを利用する上で、激しい差別と暴力を受けている。多くのダリット(Dalit)は栄養失調である。拘束労働者のほとんどはダリット(Dalit)である。権利を主張するダリット(Dalit)は、特に地方で、襲撃されることが多い。上位カーストの土地所有者に仕える農場労働者として、ダリット(Dalit)は無報酬で働くことが多い。国連人種差別撤廃委員会(UN Committee on the Elimination of Racial Discrimination)による報告書は、超法規的殺人やダリット(Dalit)の女性に対する性的暴力など、ダリット(Dalit)に対する組織的虐待を報じている。上位カーストのヒンドゥー教徒がダリット(Dalit)に対して行った犯罪は、当局が罪の追究を怠るため、又は被害者が報復を恐れて犯罪を届け出ないため、処罰されないことが多い。

非政府機関(NGO)は、ダリット(Dalit)が、公道を歩くこと、履物を履くこと、上位カーストの住居付近の水道を利用すること、一部寺院の祝祭に参加すること、公営プールを利用すること、又は一部の火葬地を利用することをよく禁止されるなど、幅広い地域で差別を受けていると報告した。

非政府機関(NGO)は、ダリット(Dalit)の学生が、所属カーストを理由に入学を拒否される、又は、入学許可を与えられる前にカースト証明書の提示を求められることを報告している。2013年、学校役員がダリット(Dalit)の児童に対し、朝の祈禱を禁止する、教室の後ろに座ることを命じる、学校のトイレ掃除を命じる一方でトイレの使用を禁じるなどの行為を行ったとする報告があった。教師がダリット(Dalit)の児童に対し、宿題の添削を拒否した、昼食を提供することを拒否した、上位カーストの児童とは別に座るように命じたとする報告もあった。

連邦政府と州政府は、指定カースト(SCs)出身者に向け、より品質の良い住宅を提供する、

学籍や公職を確保する、及び食糧を補助するなどの様々なプログラムの実施を続けているが、批評家らは、これら多くのプログラムが、実施が徹底されていないため、及び又は汚職が蔓延しているため、実効性が損なわれていると主張している。

ダリット(Dalit)が手作業で動物や人間の排泄物を片付けることを意味するマニュアル・スキヤベンジング(manual scavenging)は、法律で禁止されているにも係わらず、続いている。2013年9月7日、議会は、「マニュアル・スキヤベンジャー雇用禁止法(Prohibition of Employment as Manual Scavengers)」と、マニュアル・スキヤベンジングを禁止する「リハビリテーション法案(Rehabilitation Bill)」を可決した。社会正義大臣(Minister for Social Justice)Kumari Selja は、この「非人間的な行為」は、「尊厳を持って生活する権利に矛盾する」ため、インドは、「社会の恥辱と汚点を排除する」ことを望んでいると宣言した。かつてはマニュアル・スキヤベンジャーの最大雇用主であった国営企業の Indian Railways は、新しい法律が施行されれば、膨大な数のマニュアル・スキヤベンジャーを削減する可能性がある。専門家らは、この慣習を社会全体から撲滅するには時間がかかると予想している。

2013年1月1日、警察は、浄化槽から3人の若いダリット(Dalit)の遺体を回収した。被害者らは、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州アフマドナガル(Ahmednagar)地区のマニュアル・スキヤベンジャー・コミュニティに属していた。3人のうちの1人は、上位カーストの女性と恋愛関係にあったとされる。女性の両親は2人の交際に対抗していた。2013年1月30日に事実調査報告書が発行され、国家人権委員会(NHRC: National Human Rights Commission)に提出された。一週間後、警察は、「ダリットに対する残虐行為防止法(Prevention of Atrocities against Dalits Act)」に基づいて5人の男を逮捕した。一方、ダリット(Dalit)の活動家らが、この事件に関する警察の捜査が遅いことに不満を示したことを受け、マハーラーシュトラ(Maharashtra)州内務部長は、犯罪捜査局(CID: Criminal Investigation Department)に捜査を命じた。

2013年4月7日、Patel(カースト名)が多く居住するラージコト(Rajkot)市 Amamagar 村の村長、及び村議会議員5人を含む上位カーストの Bharwads(牧畜家)が、ダリット(Dalit)が同年4月4日に村の共同水道施設で水道を使用したことを受け、ダリット(Dalit)の住宅8件に放火した。ダリット(Dalit)2人が負傷した。

2013年6月26日、グジャラート(Gujarat)州のバムロリ(Bamroli)村議会は、ダリット(Dalit)が村の寺院に入ることを禁じた。ダリット(Dalit)の女性 Meena Shenva が警察に訴えると、村議会は、ダリット(Dalit)が寺院の正面玄関から約109フィート離れた壁に開いた小さな穴から祈祷を捧げることを許可した。当局は、「1989年指定カースト及び指定部族(残虐行為

防止)法(SCs and STs (Prevention of Atrocities) Act (1989))」に違反したとして、寺院の司祭と村議会議員らを逮捕したが、2013年末前に容疑者を仮釈放した。

2013年7月、セホーレ(Sehore)地区警察は、2人のダリット(Dalit)の若者を殴打し、20年前に仮釈放中の規則に違反した親族について尋問しながら裸で村を行進させた。被害者の1人の妻が警察長官に訴えたため、警察は7月25日に2人を釈放した。8月1日に2人がマイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州人権委員会に届け出ると、警察は再び2人を脅迫した。

市民の自由のための住民連合(People's Union for Civil Liberties)が派遣した現地調査団によると、チェンナイ(Chennai)の南にあるマラックカラム(Marakkanam)町で、バニヤー(Vanniyar)コミュニティー出身の Pattali Makkal Katchi 党の党员とダリット(Dalit)の村民との間で暴動が起きた。事件は2013年4月、バニヤー(Vanniyar)コミュニティーが青年会議を開催した日に起こった。青年たちは、ダリット(Dalit)の村民を襲撃し、集落を破壊した後、逃走した。

メディアは、タミルナドゥ(Tamil Nadu)州で、囚人の扱いに関して差別が発生していると指摘した。例えば、セーラム(Salem)刑務所において、ダリット(Dalit)の囚人は飲料水などの基本的な必需品を支給されない一方、ダリット(Dalit)以外の囚人は飲料水を支給され、ダリット(Dalit)と比較して良い扱いを受けているとされている。

先住民族

憲法は、恵まれない各先住民族の社会的・経済的・政治的権利を保障している。法律は、先住民族に特別な地位を与えているが、当局は、先住民族にその権利を認めないことが多い。インド部族問題省(Ministry of Tribal Affairs)の2011~12年度年次報告書によると、インドには700以上の指定部族(STs)があり、2011年の国勢調査により、指定部族(STs)の人口は8,430万人、即ち総人口の約8%を占めることが明らかになっている。2011年、経済状態が貧困ラインを下回る世帯を確認するための試験的調査により、指定カースト(SCs)と指定部族(STs)の出身者が、全貧困世帯の半分を占めることが明らかになった。原始的な技術、人口の停滞又は減少、極めて低い識字率、及び最低の生活水準を特徴とする「特に社会的立場の弱い部族集団(Particularly Vulnerable Tribal Groups)」が75存在することが判明した。

州の人口の大半を先住民族の集団が占める北東諸州のほとんどにおいて、法律は、部族の権利を保障しているが、一部の地元当局は、こうした規定に違反しようとした。法律は、

他州の市民を含め、部族民でない者が、正当な許可無く政府が定めた内部境界線を越えることを禁じている。ゴム、蜜蝋、象牙、その他の森林の産物は、事前の許可無く保護地域から持ち出すことはできない。部族民以外の者に対する土地の売却は、部族の権限者の許可を得なければならないと規定されている。

国家犯罪記録局(NCRB: National Crime Records Bureau)が提供した情報によると、2012年、指定部族(STs)出身者に対する犯罪は、2011年の5,756件から増加し、5,922件報告された。家事労働者として雇用されている部族の女性は、適切な賃金の支払いを受けていない、又は性的搾取から保護されていないことが多い。州は、部族の所有する土地への不法侵入を取り締まる多少の努力はしているが、企業や民間団体が地元自治体に対して政治的な影響力と圧力を与えているため、ほぼ全ての州で、土地の侵略が続いている。不法侵入で土地を追われた人々は、補償を与えられない、又は適切な救済・復興措置を受けられないのが一般的である。

部族は、部族の土地所有権及び財産権の保護を求め、数々の運動を起こしている。地元の活動家らは、「森林法(Forest Act)」に基づく部族集団及び農村集団の権利が不正に操作されていると主張した。法律の施行が不十分なため、開発に先立ち、部族集団及び地方集団の自由意思を尊重し、十分に説明した上で同意を得るという手順がお座りになっている。

2013年4月18日、オリッサ(Odisha)州カラハンディ(Kalahandi)地区とラヤガーダ(Rayagada)地区に跨るニヤムギリ(Niyamgiri)の丘、及びその付近に住む Dongria Kondh 族は、ある訴訟に勝った。最高裁判所は、Vedanta Resources という企業がアルミニウム生産のためのボーキサイトを神聖とされる丘陵地帯で採掘することを許可するか否かを決定できるのは、部族民のみであると裁定した。影響を受ける12の州で、その後行われた公聴会で、部族民は満場一致で採掘の提案を却下した。

人権活動家らは、2,000人以上の部族民が、ナクサライト(Naxalite)/毛沢東主義者(Maoist)に対する犯罪で拘置されており、多くは裁判にかけられること無く2年以上収監されていると指摘している。容疑者らは、翻訳者や通訳者を付けられず、長期に亘り、裁判を受けずに放置されている。チャッティースガル(Chhattisgarh)州では、逮捕された部族民は、その多くがインド南部の出身者であるが、故郷から遠い拘置所に収容され、その家族は貧困がため、拘置所にいる容疑者を訪ねることができない。活動家らは、これらの事件を扱う弁護士が、州による嫌がらせを受けていると報告している。

カルナータカ(Karnataka)州政府は、クドレムク国立公園(Kudremukh National Park)出身の先住民族の401世帯の移住を開始した。移住に同意した家族は、土地の所有権を与えら

れた。州政府によると、2013年、合計120の家族が土地の所有権を得た。地元の市民権団体は、こうした土地所有権は、家を建てることのみを認めるものであり、主な生計の源である森林に出入りすることは認めていないと訴えた。

性的指向及び性同一性に基づく社会的虐待、差別、及び暴力行為

2013年12月11日、最高裁判所の裁判官2人による法廷は、同性愛者の性行為を「自然の秩序に反する」と表現し、最高で終身刑に相当する罪であるとする植民地時代の刑法の一部(第377条)は違憲であるとしたデリー(Delhi)高等裁判所による2009年の裁決を覆した。最高裁判所は、同意に基づく同性同士の性行為を違法とする法律を変更できるのは、議会のみであると裁定した。報道機関、活動家、著名人、及び政府官僚は、この裁決に対して激しく反発した。インド政府は2013年12月11日の裁決に対する請願を提出し、最高裁判所の大きな法廷での再審を求めた。この控訴は、2013年末時点で未決である。

2010年、選挙管理委員会(Election Commission)は、一般的な男性/女性の性別に合致しない人々に対し、選挙登録の書式に「その他(other)」という性別を記載することを正式に認めた。その後、ニューデリー選挙管理委員会(Election Commission of New Delhi)は、登録ブースを設置し、トランスジェンダーの有権者439人を登録した。*Indian Express*紙によると、同市に住むトランスジェンダーは8,500人である。

レズビアン、ゲイ、両性、又はトランスジェンダー(LGBT: Lesbian, Gay, Bi-sexual, and Transgender)の人々は、身体への攻撃、強姦、及び恐喝の対象となっている。一部の警察は、LGBT(レズビアン、ゲイ、両性、又はトランスジェンダー)の人々に対して罪を犯し、事件を通報しないことを被害者に強制するため、逮捕を仄めかしたとされる。いくつかの州は、非政府機関(NGO)の支援を受け、警察に対し、教育、及び微妙な問題に関する訓練を提供している。

2013年9月1日、ハイデラバード(Hyderabad)市警察は、「猥褻な行為」が行われていたとして、地元のバーで開かれていたゲイ・パーティーを強制捜査した。警察は、パーティーに参加していた56人の男性を逮捕しなかったが、インド刑法第294条(公共の場における猥褻な演技及び歌)、「市警察法(City Police Act)」21/76(閉店時間後に客をバーに入れる行為)、及び「アンドラ・プラデーシュ州物品税法(Andhra Pradesh Excise Act)」第34条A(閉店時間後に酒類を提供する行為)に従って、バーのマネージャーらを逮捕した。警察は、ゲイの男性らがパーティーに出席していたことと強制捜査とは何ら関係が無いという主張を維持したが、ハイデラバード(Hyderabad)州のLGBT(レズビアン、ゲイ、両性愛者、又はトランスジェンダー)コミュニティーは、この事件を明確な「モラル・ポリシング(moral

policing)」と断定し、警察が「同性愛嫌悪」の思考に基づいて行動したと主張している。ある活動家は、この事件は個人が独自の公的生活を持つ権利に対する侵害であり、強制捜査は社会の既存の固定観念を強めた上、LGBT(レズビアン、ゲイ、両性愛者、又はトランスジェンダー)コミュニティーの人々の意識に恐怖を植付けたと主張している。

2013年11月30日、ハイデラバード(Hyderabad)州の美術館は、ヌードと同性愛をテーマとし、「My Bed of Roses」と題したゲイの芸術家 Balbir Krishan による展覧会の閉鎖を強制された。美術館の館長は、活動家らが、「インド文化に完全に反するもの」を象徴しているという理由でこれらの絵画を批判したと語った。

LGBT(レズビアン、ゲイ、両性愛者、又はトランスジェンダー)のグループは、都市部を中心にインド全土で活発に活動を展開している。擁護団体や協同組織は、同等の権利を支持するゲイの名誉行進、文化行事、デモ活動など、行事や活動を定期的に後援している。LGBT(レズビアン、ゲイ、両性、又はトランスジェンダー)のグループは、特に地方で、社会全体から差別や暴力を受けていると報告した。活動家らは、HIV 陽性のトランスジェンダーの人々は治療を受けることが困難であると報告している。MINGLE: Mission for Indian Gay and Lesbian Empowerment などの擁護団体は、同僚や上司による中傷、並びに不当な解雇など、LGBT(レズビアン、ゲイ、両性、又はトランスジェンダー)に対する職場での差別を文書にまとめた。ハイデラバード(Hyderabad)州のLGBT(レズビアン、ゲイ、両性愛者、又はトランスジェンダー)コミュニティーは、警察から名誉行進の許可を得て、2013年2月3日に行進を実行した。この行進はアンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州初となるもので、その計画と実行に関わったグループは、この行進がLGBT(レズビアン、ゲイ、両性愛者、又はトランスジェンダー)の個性の主張の新しい幕開けを記念するものであると語った。

トランスジェンダーの人々に与えられる利点はインド全土で異なっている。タミルナードゥ(Tamil Nadu)州ではトランスジェンダー福祉委員会が設置され、トランスジェンダーの人々に対し、個別の身分証明書と配給カードを公布している。2010年、カルナータカ(Karnataka)州は、トランスジェンダーの人々を「後進階層(Backward Classes)」のリストに含み、留保制度に基づく年金、配給カード、及び住宅援助の資格を与えると発表した。国家法律サービス庁(National Legal Services Authority)は、トランスジェンダーの人々を差別化された集団の定義に含め、無料の法律扶助を得る権利を付与した。

その他の社会的暴力又は差別

インドには推定240万人のHIV/AIDS感染者がいる。国際労働機関(ILO)によると、感染者

の約 70%が差別の対象となっている。ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW: Human Rights Watch)は、多くの医師が HIV 陽性の子どもたちを治療することを拒否しており、一部の学校は、子ども又はその親が HIV 陽性であることを理由に、子どもを退学処分にする、或いは隔離していると報告している。多くの孤児院やその他の収容施設は、HIV 陽性の子どもを受け入れない、又は収容を拒否する。差別は地方でより頻繁に見られる。HIV 感染者と協力している社会活動家らは、HIV 感染者が、教育、雇用、及び栄養のある食糧を得る基本的な権利を否定されていると訴えている。

2013 年 8 月 22 日、グジャラート(Gujarat)高等裁判所は、HIV 感染者の立場を保護することを州政府に命じた。この命令は、ジャームナガル(Jamnagar)にある州立病院で、2009 年に検診に訪れた 25 歳の妊婦が、額に HIV 陽性と書かれたシールを貼られ、病院中を連れ回されたとして、Harsha Pabari なる人物が請願を提出されたことを受け、発行されたものである。

2013 年 5 月 12 日、マイディヤ・プラデシュ(Madhya Pradesh)州のブルハーンプル HIV/AIDS 陽性者ネットワーク(Burhanpur Network of People Living with HIV/AIDS)の 12 人のメンバーが、ブルハーンプル(Burhanpur)地区病院の医師から差別と差別的待遇を受けたと報告した。看護師らは、HIV 陽性の子どもに触れることを拒否し、医師らも HIV 感染者に触れることを拒否し、医師らは同ネットワークの Rukmini Ganguly 会長に無礼な態度をとった。

宗教に基づく社会的暴力が依然として懸念事項となっている。インド内務省(Ministry of Home Affairs)の年次報告書によると、2011 年に、宗教共同体間の紛争で 91 人が死亡し、48 万 5,000 人以上が避難を余儀なくされた。

2013 年 8 月から 9 月にかけて、ウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州ムザッファルナガル(Muzaffarnagar)地方で、イスラム教徒とヒンドゥー教徒のコミュニティー間の武力闘争により、65 人が死亡し、4 万 2,000 人が避難を余儀なくされ、数百人が負傷した。武力闘争は、イスラム教の男性とヒンドゥー教のジャット(Jat)族の女性との間に起きたセクシャル・ハラスメント事件をきっかけに始まり、9 月 7 日から 8 日の週末にかけ、300 以上の地元の村から役人と住民が参加する政治会議が開催された後、激化した。

市民社会活動家らは、グジャラート(Gujarat)州政府が、大半がイスラム教徒である 1,200 人以上の死亡に繋がった 2002 年のコミュニティー間の武力闘争において、州民を保護できなかったこと、また、責任ある多くの者の逮捕を怠ったことに対し、引き続き懸念を表明している。但し、いくつかの公判では進捗があった。グジャラート(Gujarat)州政府は、2002

年の武力闘争事件を調査するために、ナナヴァティ=メータ(Nanavati-Mehta)委員会を設置した。2013年12月、グジャラート(Gujarat)州政府は、同委員会の21回目の期限延長を認め、活動期限を2014年6月30日に延長した。

グジャラート(Gujarat)州政府は、イスラム教徒97人が死亡した2002年のNaroda Patiya暴力事件で有罪判決を受けた元州大臣のマヤ・コドナニ(Maya Kodnani)らの死刑を求刑することへの同意を取り下げた。調査機関は、2013年6月、最高裁判所に請願を提出し、グジャラート(Gujarat)州政府の態度に疑問を投げかけた。2002年の事件で有罪判決を受けた最初の上級政治家であるコドナニ(Kodnani)は、ゴドラ(Godhra)の暴動後の事件への関与について、懲役28年を言い渡された。裁判所は、ヒンドゥー教徒の民兵組織バジュラング・ダル(Bajrang Dal)の指導者Babu Bajrangiとその他29名のメンバーにも有罪判決を下した。コドナニ(Kodnani)とその他84名は、イスラム教徒11人が死亡した2002年のNaroda Gam武力闘争事件にも関与したとされる。2013年末時点で裁判は続いている。

インド人民党(BJP: Bharatiya Janata Party)の下部学生組織であるABVP: Akhil Bhartiya Vidyarthi Parishadは、2013年8月21日、プネ(Pune)にあるインド国立映画資料館(National Film Archive of India)で、活動家Anand Patwardhanのドキュメンタリー・フィルム「*Jai Bheem Comrad*」が上映され、プネ(Pune)に拠点を置く劇団Kabir Kala Manchの劇が上演された後、フィルム・アンド・テレビジョン・インスティテュート・オブ・インディア(FTII: Film and Television Institute of India)の学生5人を木製の旗で襲撃した。フィルム・アンド・テレビジョン・インスティテュート・オブ・インディア(FTII: Film and Television Institute of India)の学生組織とプネ(Pune)を拠点とする青年フォーラムYugpathがこのショーを企画した。Kabir Kala Manchの劇が上演されたのは2年半振りであった。ABVP: Akhil Bhartiya Vidyarthi Parishadは、Kabir Kala Manchを親ナクサライト(Naxalite)且つ非民主主義的であるとして非難した。学生たちは、警察が学生たちを保護できなかったと訴えた。

第7節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律は、労働組合を結成してこれに加入する権利、及び団体交渉権を保障している。しかし、雇用主は、労働組合を認知する義務、又は団体交渉に応じる義務を負っていない。シッキム(Sikkim)州では、州政府の事前許可を得なければ労働組合を登録できない。1つの法人における労働力の10%未満、又は従業員100人の集団は、そのうちの少なくとも7人が現役の従業員である場合に限り、労働組合を結成することができる。この法律は、連邦政府及び州政府の職員の組合結成権を制限している。

法律はストライキ権を保障しているが、一部の労働者に対し、この権利に規制を設けている。例えば、輸出加工区(EPZ: export processing zone)は「公共事業」という位置付けのため、45 日前の通知が必要である。また、法律は、政府所有の企業におけるストライキを禁止することを政府に認めており、特定の基幹産業においては仲裁を義務付けている。但し、基幹産業の定義に関する解釈は州によって異なる。法律は、反組合的差別、及び合法的ストライキへの関与に対する報復を禁止しており、組合活動への参加を理由に解雇された従業員の復職を保障している。

労働法の執行状況は州及び業種によって異なる。一般的に、規模が大きく組織の整った部門の業種では、労働法が正しく執行されている。

一般的に、当局は、組織化された産業部門における合法的な労働組合活動を威圧又は抑圧した者を告発し、処罰している。「労働組合法(Trade Union Act)」は違反に対する罰則を特に規定していないため、違反は、民事裁判手続きに従って処理される。労働紛争は労働問題専門の裁判所で裁かれるが、審理はひどく遅れており、未決事件が山積みになっている。

結社の自由、及び労働組合を結成して団体交渉を行う権利は、フォーマル・セクターでは一般的に尊重されているが、民衆の多数が従事するインフォーマル・セクターでは尊重されていない。インドのほとんどの労働組合の組合員は、フォーマル・セクターの労働者であり、農業及びインフォーマル・セクターの労働者はほとんど含まれていない。労働組合に加入している労働者の推定 80%は、主要な 5 つの労働組合連合のうちの 1 つに所属している。労働組合は政府から独立しているが、5 つの労働組合連合のうちの 4 つは、主要な政党と関係を持っている。インド労働雇用省(Ministry of Labor and Employment)の最新の統計によると、2013 年 1 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、合計 91 件のストライキやロックアウトが発生した。州政府及び地元自治体は、権力を行使し、ストライキを違法と宣言し、裁きを強行した。

2013 年、労働組合の活動に参加した労働者に対する反組合的差別、報復、又は制裁の事例は報告されなかった。労働団体は、一部の雇用主が、正規の労働組合の認知を拒否し、「労働者委員会」、及び雇用主支配下の労働組合を設置し、独立した労働組合の結成を阻止し続けていると報告した。輸出加工区(EPZ: export processing zone)の労働者は、臨時契約に基づいて雇用される場合が多い。更に、輸出加工区(EPZ: export processing zone)への立入りを正規従業員に限定するという規則があるため、労働組合の幹部の出入りが困難となっている。

b.強制労働又は拘束労働の禁止

法律は拘束労働を禁止しているが、児童の拘束労働(第7節 c.を参照のこと)を含め、この問題は未だに蔓延している。

インド全国の拘束労働者に関する推定は、様々であり、数千万人とする非政府機関(NGO)もある。拘束労働者のほとんどは農業に従事している。農業以外で拘束労働者が多いのは、石切り場、煉瓦製造所、精米所、建設現場、刺繍工場、及びビーディ(手巻きのタバコ)製造所である。

拘束労働の被害者に対する補償は、州政府及び地方自治体に任されており、その効果は様々である。一般的に、政府は、「拘束労働(制度)廃止法(Bonded Labor (System) Abolition Act)」など、拘束労働又は労働者の人身売買に関する法律を厳格に執行していない。検査官が違反を告発しても、裁判所が多くの未処理事件を抱えていること、起訴内容が不十分であること、また、優先度の判定が困難であることなどの理由により、無罪となることが度々ある。拘束労働の雇用主に対する処罰は、最高3年の懲役である。この量刑は、違反を防止するのに不十分である。また、訴追が成功することは稀である。

インド労働雇用省(Ministry of Labor and Employment)は、拘束労働の対象となりやすい労働者のための「収束プログラム(convergence program)」を国際労働機関(ILO)と共にタミルナードゥ(Tamil Nadu)州、アンドラ・プラデーシュ(Andhra Pradesh)州、及びオリッサ(Odisha)州に導入することなどを通じて、国際労働機関(ILO)と協力し、拘束労働の撲滅に努めている。

インド労働雇用省(Ministry of Labor and Employment)は、「中央後援制度(Centrally Sponsored Scheme)」に従って拘束労働者の解放と更生を目的とした取り組みが増加していると報告した。同省は、2011年4月1日から2012年3月31日までに、インドの8つの州で4,828人の拘束労働者が解放されたと報告している。一部の非政府機関(NGO)は、救済された拘束労働者の解放証明書の取得が遅れていると伝えている。この証明書は、保持者が元拘束労働者であり、法律に基づいた補償を受ける権利を持つことを証明するために必要である。更生資金の給付も州によってまちまちである。オリッサ(Odisha)州に拠点を置くある非政府機関(NGO)は、州政府は、救済証明書を発行すると共に直接救済金を支払うと、その後、経過観察を行ったり、他の法的な給付金を支給したりすることはほとんど無い。拘束労働に携わっていた子どもたちは、解放証明書の発行を受けられないことが多い。

指定カースト(SC)及び指定部族(ST)に属する人々は、インドの多くの地域で、伝統的な隷属

の取決めに基づいて生活し、働いている。アルナーチャル・プラデーシュ(Arunachal Pradesh)州では、昔から、ニシ(Nishi)族がスルング(Sulung)族とプロイク(Puroik)族を支配し、奴隷として使っている。

米国国務省の「人身売買報告書(Trafficking in Persons Report)」(www.state.gov/j/tip/)も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇用の最低年齢

法律は、14歳未満の子どもを工場、並びに、殺虫剤の取り扱い、絨毯織り、石の粉砕、採掘場での作業、及び家事労働など、18の危険な職種と65の危険な作業に従事させることを禁止している。但し、家族が所有する企業では、年齢に関係なく、これらの職業や作業に子どもに従事させることが認められている。法律は、どちらも経済の大きな部分を占める家業としての農業又は事業には適用されない。14歳未満の子どもは、法律が明示的に触れていない職業に従事している場合もある。

州政府が労働法を施行し、労働検査官を雇用する一方、インド労働雇用省(Ministry of Labor and Employment)は、監督と調整を行う。但し、法は十分に執行されていない。法律は、危険な職種に子どもに従事させた雇用主に対し、子ども1人につき罰金2万ルピー(327ドル)を科している。この罰金は、違反を防止するに十分でない場合が多く、法の執行も散発的である。徴収された罰金は、以前拘束労働に従事していた子どもたちのための福祉基金に入金される。2013年4月22日、インド労働雇用省(Ministry of Labor and Employment)は、2012年1月から12月までの間に、児童労働の違反に対する検査が5万8,572回行われ、1,832人が告訴され、449人の雇用主が有罪判決を受けたと報告している。2013年8月12日、インド内務省(Ministry of Home Affairs)は、児童に対する強制労働の事例の扱いに関するガイダンスを示した標準的な運用手順を全ての州政府に向けて発行した。この手順は、人身売買された児童に関連する問題の取り扱いにおいて、警察と地区の行政官が採るべき様々な行動を指定している。

インド労働雇用省(Ministry of Labor and Employment)は、州と協力し、演劇やコミュニティー活動など、感化を目的とした多彩な行事への資金拠出を通じ、児童労働に対する意識を向上させることに努めている。更に、同省の「全国児童労働プロジェクト(National Child Labor Project)」は、2012年4月1日から2013年3月31日までの間に、労働に従事していた7万2,976人の児童を解放し、更生させたことを報告した。2013年8月6日、非政府機関(NGO)Bachpan Bachao Andolan は、州政府及び地元警察と連携し、デリー(Delhi)市ワザープール(Wazipur)の数カ所の靴-衣料品製造工場で労働に従事していた子

どもたち 33 人を解放した。子どもたちは、年齢 7 歳～14 歳、出身はビハール(Bihar)州又はウッタル・プラデーシュ(Uttar Pradesh)州である。子どもたちは全員 2 万ルピー(327 ドル)の更生資金を支給され、政府から優先的に住宅供給と教育を受ける権利を与えられた。

児童労働は未だに蔓延している。インド政府は、2001 年の国勢調査の結果より、5 歳から 14 歳までの児童労働者数を 1,226 万人と推計している。国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)は、5 歳から 18 歳までの児童労働者数を 2,900 万人と推計している。一部の非政府機関(NGO)は、児童労働者数をこれよりはるかに多いと見積もっている。2012 年、インド労働雇用省(Ministry of Labor and Employment)は、National Sample Survey Organization の調査により、2009～10 年度の 5 歳～14 歳の児童労働者数は 500 万人近くと推定され、2004～5 年度の 900 万人より減少したことが明らかになったと報告した。

児童労働者の大半は、農業、及び石切り場、ビーディ(手巻きタバコ)の手巻き工場、非公式の飲食業などを中心としたインフォーマル・セクターで働いている。商売としての児童の性的搾取も見られる(第 6 節「児童」を参照のこと)。児童に対する拘束労働を含む強制労働も、依然として深刻な問題である。児童は、家事労働者や物乞いとして、また、石切り場、煉瓦製造所、精米所、絹糸製造工場、及び織物刺繍工場における強制労働者又は年季奉公労働者として作業している。

米国国務省の「最悪の形態の児童労働に関する所見(*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」(www.dol.gov/ilab/programs/ocft/tda.htm)も参照のこと。

d. 受入れ可能な労働条件

連邦法は安全基準と衛生基準を定めている一方、州政府の法律は、最低賃金、労働時間、及び安全・衛生基準を定めている。日給の最低額(地域の物価に対する給付金を含む)は、ビハール(Bihar)州の 150 ルピー(2.45 ドル)からデリー(Delhi)の 361 ルピー(5.89 ドル)と幅がある。公式な推定貧困所得レベルは 1 日 27 ルピー(0.44 ドル)未満である。州政府は農業従事者について、最低賃金を別途規定している。

賃金や労働時間に関する法律、及び労働安全衛生法は、膨大なインフォーマル・セクターには適用されない。

法律は、最大労働時間を 1 日 8 時間、週 48 時間と定めているほか、トイレ、食堂、医療施設、及び換気装置の十分な設置などの安全労働条件を規定している。法律は、4 時間の労働

働ごとに最低 30 分間の休憩時間を設けること、また、残業時間帯の時給を割り増すことを義務付けているが、有給休暇については規定していない。また、残業を強制することを禁止しているが、労働者が残業してもよい時間数には制限を設けていない。政府が設定した労働安全衛生基準は、最新の基準に概ね合致し、インドの主要産業に適用されている。

州政府は、最低賃金や労働時間に関する基準、及び安全・衛生基準の実現に責任を負う。労働検査官の合計数に関する具体的なデータは得られなかったが、一般的に、労働検査官の数は、労働法の執行には不十分である。各州政府は、農業従事者の最低賃金法を適切に執行できていない。安全・衛生基準の執行状況は、特にインフォーマル・セクターで十分でないが、一部のフォーマル・セクターでも不十分である。労働安全衛生基準の違反に対する処罰は、罰金 10 万ルピー(1,600 ドル)から懲役 2 年までと幅があるが、違反を防止するには十分ではない。

賃金、残業、及び労働安全衛生基準の違反は、労働力の 93%近くが雇用されているインフォーマル・セクター(「インド工場法(Indian Factories Act)」の適用外の企業及び/又は法人)で多く見られる。小規模な技術レベルの低い工場の労働者は、危険な労働条件の下で作業していることが多い。正式な書類を持たないインドの外国人労働者は、基本的な労働衛生安全保護基準に守られていない。

産業事故は頻繁に起こっている。例えば、2013 年 8 月 23 日、公共部門のヒンドゥスタン石油(Hindustan Petroleum Corporation Limited)の石油精製工場で起きた大火災で、少なくとも 18 人の従業員が死亡した。報道機関は、この企業が 1997 年に同じ工場で発生し、60 人の命を奪った同様の事故後、勧告に従って安全策を実施していなかったことを示唆している。